

りである。

(3) 今後の方向

① 要請内容の多様化

開発途上国のニーズの多様化に伴い、開発途上国からの要請内容についても複雑化、多様化してきている。つまり、従来は鉱業、鋳鍛造、窯業等の特定化した一つの分野への技術移転が中心であったが、近年は品質検査、経営管理、公害対策、代替エネルギー開発、貿易振興等のいわゆるソフト分野の案件が増加する傾向にあり、複雑多岐にわたっている。

こうした多様化傾向に対しては、相手国側の要請内容を的確に把握するとともに、わが国の協力可能なプロジェクトに誘導形成していくことが重要となる。このため事前調査の充実、長期調査員の活用をはかるとともにプロジェクト実施段階においては、とくに民間に依存する度合がますます高まってきており、民間活力を得るための環境整備に努めることが重要となる。

② アフターケアの重要性

本事業は発足後歴史も浅く、現時点では協力終了プロジェクトも少ないが、今後は順次増えてくることでもあり、これら終了プロジェクトに対するアフターケアについても十分配慮していく必要がある。

とくに、プロジェクトを通じた技術移転が開発途上国の社会、経済において効果を発揮するまでには、協力終了後もさらに、受入国側の継続的な自助努力が不可欠である。したがって、協力終了後であっても、相手国が熱意をもって取り組んでいるプロジェクトについては、一定の評価の結果、より一層の支援を行うことにより技術移転の効果が上がると認められる場合には、専門家派遣、研修員受入等のアフターケア措置を講ずることが必要である。

第5節 開発調査事業

1. 事業の沿革

わが国の政府ベースによる開発調査事業は、昭和32年度、外務省予算に国際技術調査費が計上され、その事業の実施を(財)国際建設技術協会が委託を受けて、2国間方式により、主として建設、運輸の分野の開発計画に関する調査を行ったことに始まる。

翌昭和33年度には、多国間方式による国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) への協力として、外務、通産両省の予算にメコン河開発計画調査事業が計上され、(財)メコン河総合開発調査会が委託を受けて、メコン河の主要支流開発計画に対する踏査、予備調査を実施した。

昭和37年、海外技術協力事業団 (OTCA) の設立に伴い、これら事業も当該事業団に引き継がれ、外務省予算による投資前基礎調査費および通産省予算による海外開発計画調査費の受託事業として実施されることとなった。また、それら事業の予算規模も拡大され、プロジェクトのフィージビリティ調査を中心とする開発調査事業が本格的に進められることとなった。

昭和41年度には外務省予算のアジア道路建設計画調査費の委託を受けてアジアハイウェイ建設計画調査を、また、建設省予算のスマトラ縦貫道路建設計画調査費の委託によりスマトラハイウェイ建設計画調査を実施した。

昭和43年度には経済開発総合基礎調査等事業費 (実施設計) が計上され、プロジェクトの施設建設のための詳細設計および入札書類の作成を行う実施設計をも協力の対象とすることとなり、一層の開発調査事業の内容充実がはかられた。

昭和45年度には海外開発計画調査事業の一環として資源開発協力基礎調査委託費が加えられ、地下資源開発のために不可欠な地形図作成、地質調査等が実施されることとなった。

昭和46年度には投資前基礎調査費に国土基本図を作成する地形図作成事業が加えられ、またあらたに、開発調査の一環としてプロジェクト研究委託費が加えられた。さらに、昭和48年度にはバングラデシュ・ジャムナ河橋梁特別調査費が別計上される等、開発調査事業は拡大の一途をたどり、調査の規模も大型化し、質も拡充・強化されるとともに、分野も一層多様化した。

予算も昭和37年度（海外技術協力事業団設立の年度）175百万円であったものが、昭和48年度には2,351百万円と飛躍的に増大している。

昭和49年度には事業の拡大を背景に、投資前基礎調査費と経済開発総合基礎調査等事業費（実施設計）が開発調査費一本に整理されるとともに、無償資金協力の対象となり得るプロジェクトを調査する特別案件調査費が開発調査費の中で区分計上された。

昭和49年8月1日、国際協力の一層の強化をはかるため国際協力事業団（JICA）が設立され、開発調査事業も新事業団に引き継がれた。同時に委託費であった「開発調査費」も交付金に変更され、事業団の自主的な業務実施の範囲も拡大された。

昭和49年度の開発調査事業実績は、海外開発計画調査費、資源開発協力基礎調査費を含めて総額2,847百万円で、30余カ国を対象に、82件のプロジェクトに関する調査を実施した。

翌昭和50年度には開発調査費の中で農林水産業開発調査費が区分され、生産増強分野への協力体制を強化するとともに、要請件数の増大、内容の高度化および多様化に伴う調査の量および質の拡充をはかった。

昭和51年度には林業、水産資源開発計画策定の基礎となる資源の賦存状況の把握を目的とした、林業資源調査、水産資源調査を計上し、一貫した濃密な調査の体制整備をはかった。

昭和52年度には産油国等から出されるナショナルプロジェクトと称されるような、大規模な社会・経済開発プロジェクトの基礎的調査、計画策定に対する協力体制確立のため、総合開発計画調査費を発展的に解消し、大規模開発プロジェクト調査費を計上した。

昭和53年4月には「政府開発援助3カ年倍増計画」が閣議決定され、内外に公表された。

昭和54年度は前年の「政府開発援助3カ年倍増計画」を受け、開発調査事業予算（受託費を含む）は、特別案件調査費、海外開発計画調査事業費を中心に大幅に伸長し、当事業団全予算の23%強を占めるにいたった。

また、地下水開発調査に必要な経費の区分計上が認められ、アフリカ地域、サハラ以南の高温乾燥地等における生活用水確保のための調査が開始された。

特別案件調査では、医療協力事業、技術協力センター事業等、他事業との連携がはかられ、その建物、施設に関する調査が著しく増加する傾向をみせた。

昭和55、56年度はプロジェクトの要請増、内容の多様化、複雑化の中で優良プロジェクト選定のための事前調査を中心に充実をはかるとともに、実施体制の強化に鋭意、力を注いだ。

昭和57年度にはプロジェクト発掘、選定調査、プロジェクト形式基礎調査、援助評価調査を内容とする援助効率促進基礎調査に必要な経費の計上が認められた。これにより調査終了後の評価をフィードバックし、よりよいプロジェクトの発掘に資するとともに、プロジェクトの形成に参画できる体制を整え、さ

らに開発調査事業の質的向上をはかった。

当事業団設立後10カ年を経て、開発調査事業は、総額19,483百万円（58年度実績、受託費を含む）で、70余カ国を対象に、306プロジェクトの調査を実施するまでになり、対象地域もアジア地域を中心に中近東地域、中南米地域と開発途上地域全域にわたり、分野も生産増強から上下水道等社会基盤整備、エネルギー開発、環境保全等多岐にわたっている。また、プロジェクトの規模は大型化し、内容は一層複雑化、多様化しており、高度先端技術までも要求される傾向にある。

2. 事業内容および実績

当事業団設立の年度（昭和49年度）から10

カ年間の開発調査事業の事業内容および実績は（表-21）および（図-34）のとおりである。

3. 今後の方向

開発途上国の、わが国の協力に対する期待は今後とも増大する一方で、開発調査事業においても、食糧増産、生活用水確保等の BHN 関連（Basic Human Needs 一人間の基本的ニーズ）から、光ファイバー、放送衛星等の先端技術を含むプロジェクトまで、要請量の増加と同時に内容の多様化が進むことが想定される。

この要請増、多様化に対応して、わが国の実施するプロジェクトが所期の成果をあげ、相手国の「国造り」に真に貢献するためには、

（表-21）開発調査10カ年（昭和49～58年度）

（プロジェクト件数および経費実績）

（単位：百万円）

年度別	開発調査費		海外開発計画調査費		資源開発協力基礎調査費		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
49	49	1,788	23	489	10	570	82	2,847
50	65	2,447	26	795	10	792	101	4,034
51	88	3,094	25	1,245	13	1,587	126	5,926
52	115	5,140	43	1,293	15	1,483	173	7,916
53	168	6,708	63	1,806	17	1,446	248	9,960
54	190	8,667	74	2,400	16	1,370	280	12,437
55	203	9,588	72	2,382	18	1,739	293	13,709
56	231	10,498	74	2,799	23	1,541	328	14,838
57	293	12,454	66	3,176	24	1,919	383	17,549
58	269	14,221	77	3,037	31	2,225	377	19,483
合計	1,671	74,605	543	19,422	177	14,672	2,391	108,699

そのプロジェクトへの協力の成果が、いかなる組織、予算、人的な体制のもとで、いかなる受益者を対象に、国家開発計画の中でいかに活用されるか等、事前に十分検討しプロジェクトを選定する必要がある。また、調査団派遣に際しては基礎情報の収集、文献、資料等の国内検討を含む、事前調査体制の一層の拡充強化が必要であろう。

さらに、砂漠緑化プロジェクトのように、環境、開発、人口、資源の相互関係を重視した総合的、地域的レベルでのアプローチが必

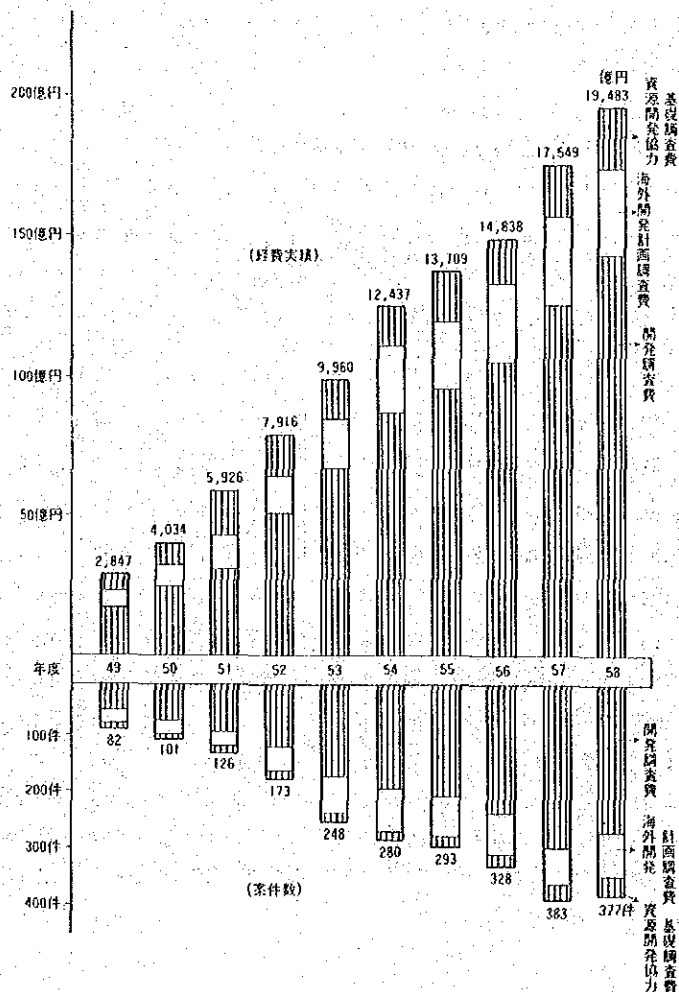
要となるケースの増加も想定され、これらのケースに対応できる実施体制の整備強化も必要である。

予算面においても、増額はもとより、要請内容の変化に対応した、あるいは先取りした柔軟で機能的な編成を行い、一層強化する必要がある。

このように、今後の開発調査事業は事前調査、実施体制、予算の三者の拡充強化の相乗効果の中で、その成果をあげていく必要がある。

(図-34) 開発調査事業10カ年の経費実績および案件数の推移

開発調査事業は、開発途上国の社会・経済発展に重要な役割をもつ公共的な開発計画に関し、専門家からなる調査団を編成し、現地調査および国内作業を行って、その開発計画の推進に寄与するコンサルティング協力を行う事業。



第2章 技術協力等の人材の養成確保および福利厚生事業

1 人材の養成確保事業

(1) 事業の沿革

技術協力は「人から人」へ全人格的なふれあいを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴をもった事業である。このため、協力活動に直接従事する「人」すなわち、十分な能力と豊富な経験をもった優秀な日本人専門家を適切かつ十分に確保することが事業の最も大切な要件となっている。

このことは、国際協力事業団の設立に際し強く認識され、当事業団が取り組むべき事業の重要な柱の一つとして、事業団法第21条第1項第5号に明示されている。このため、従来から人材の養成確保事業を行っていた旧海外技術協力事業団と旧海外農業開発財団の関連業務を引き継ぎ、一つの体系的な事業として予算措置を講じ、当事業団が一元的にこれを実施する体制が確立されたものである。

昭和49年度における事業は、専門家養成確保費（103百万円）のもとに、つぎの業務が開始された。

専門家の募集登録	——	専門家の登録
専門家の確保	——	特別嘱託の確保 35名
派遣前研修	——	語学研修、技術研修、派遣専門家事前研修
中期研修	——	3コース（85日） 45名
海外長期研修	——	海外での長期研修 3名
選考委員会	——	専門家の選考

以来、専門家養成確保事業は、事業団法において明確に位置づけられた事業として、(表-22)のごとく予算と事業内容ともに年々拡充されている。

(表-22) 専門家養成確保予算ならびに新規事業項目の推移

年度	予算額(百万円)	新規事業項目
49	103	
50	229	研修用映画制作
51	290	公募、海外研修(中期研修)
52	359	国内長期技術研修
53	389	
54	467	専門技術嘱託
55	539	
56	633	技術協力総合研修、専門家夫人研修
57	683	
58	780	ライフワーク専門家の確保、海外赴任個別相談、調査研究、技術移転情報整備

(2) 国際協力総合研修所の設立

① 経緯

技術協力が年々拡大されるにつれ、必要な派遣専門家数も当事業団設立後6年目には、当初の約3倍1,543名にも達した。しかしながら、このような技術協力の急速な拡大に伴い、優秀な専門家を確保することがますます困難となってきた。従来わが国の技術協力専門家の大半は、官公庁、民間等、国内の既存組織にその都度派遣を依頼する方式によって確保されてきたが、この方式での専門家の確保がだんだん行き詰まってきたためである。その主な理由としては、専門家のほとんどが

通常はそれぞれの所属先の本来業務に従事している者であって、技術協力を専業としている者ではないため、一般に語学力が乏しいこともあり、もともと専門家としての人材層が限られていること、また海外派遣にかかる国内(所属先)の制度も不十分な状況にある上、その時々その所属先の事情によって専門家の派遣が大きく左右されやすいこと、さらには、技術協力の急速な拡大と多様化に伴って、多種多様な専門家要請が急増しているのに対し、国内的には専門家の派遣元である各組織とも人員削減等の合理化が進められており、優秀な専門家の適切な確保がますます困難となってきたこと等が要因としてあげられている。

専門家の養成確保の問題は、技術協力の根幹にかかる重要事項として、すでに昭和46年の「対外経済協力審議会の答申」で指摘されている。技術協力に必要な人材養成の重要性に関する同様の趣旨は、「国際協力事業団法案に対する国会附帯決議」をはじめ、多数の提言、意見等が出され、早急な具体化が求められていた。

かかる状況の中で、外務省は、昭和55年～昭和56年度に「技術協力専門家養成確保総合検討委員会」(小倉武一座長)および同「専門委員会」(遠藤寛二委員長)を設置し、本問題についての総合的検討を行った。その結果、技術協力の一元的实施機関である国際協力事業団に速やかに「総合研修所」のような特別の組織を新設し、本問題に対し組織的に対応することが必要であるとの提言が出された。

当事業団はこの提言を尊重して、昭和57年度に調査費を計上し、「国際協力総合研修所設立推進委員会」を発足させ、その具体的な計画策定に着手し、早急な実現に努力した結果、翌昭和58年10月1日、国際協力総合研修所が当事業団の附属機関として設立されるにいた

った。

② 目的、機能、組織

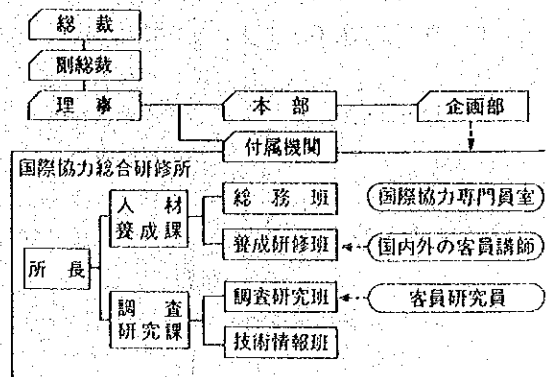
国際協力総合研修所は国際協力専門員(技術協力をライフワークとする専門家)を確保し、あわせて技術協力等の業務遂行に必要な専門家等人員の養成研修ならびに技術移転に関する調査研究および情報の整備・提供を行い、もって専門家等人員の十分な養成確保と効果的な協力活動の促進をはかり、効率的な国際協力の推進に資することを目的としている。当研修所は「専門家の母港」、「技術移転に関する研究・情報センター」および「内外関係機関とのネットワーク形成による交流・連携促進をはかる」という三つの特徴ある機能をもった技術協力の実施基盤を強化するための機関として位置づけられている。

昭和59年4月現在、当研修所の組織は(図-35)のとおりとなっているが、近い将来、活動の発展に伴い、組織の一層の強化拡充が期待されている。

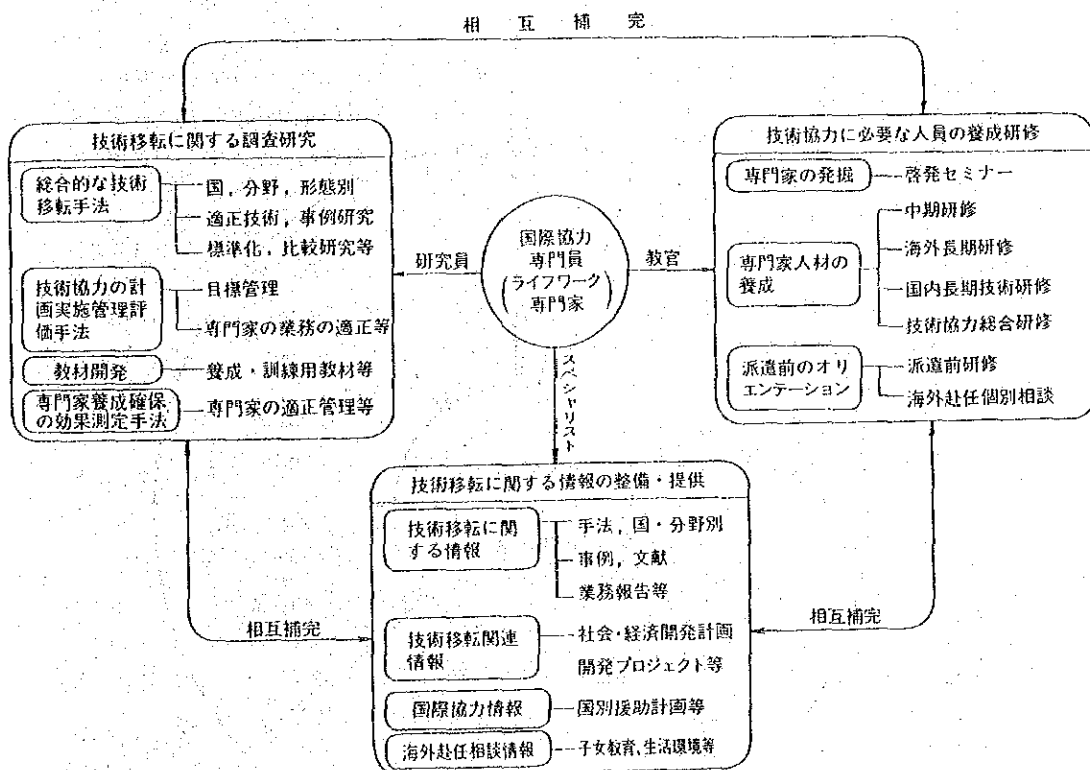
③ 活動

当研修所が行う専門家の養成研修、技術移転に関する調査研究、および情報の整備・提供活動は、(図-36)のように相互補完の関係

(図-35) 国際協力総合研修所組織図

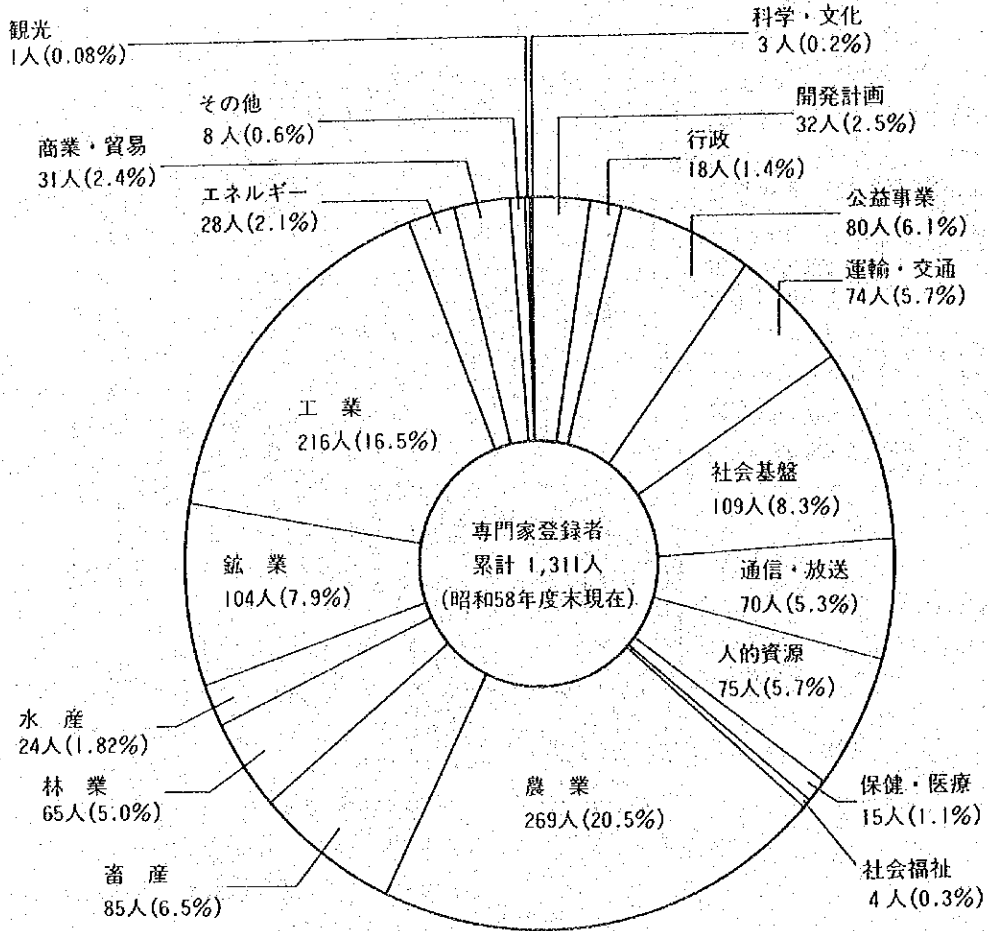


(図-36) 国際協力総合研修所の業務活動



(図37) 専門家登録者実績

専門家の海外派遣を円滑に行うため広く全国から人材を求めようとするもので、帰国専門家、研修受講者および一般から派遣希望者を登録する制度。



にあり、実際には、国際協力専門員が中心となって、三つの活動を有機的に連携させている。

(3) 事業内容および実績

専門家養成確保事業は年々新規事業を加えつつ量的にも質的にも拡充されてきたが、その最も大きな実績は国際協力総合研修所が設立され、本事業の組織的な実施体制が確立されたことである。この間個々の事業において実施された実績は(表-24)に示されている。おのおのの特徴をあげれば以下のとおりである。

① 専門家の募集登録

旧海外技術協力事業団と(財)海外農業開発財団から引き継いだ専門家の登録は、2年ごとに登録者の更改を行っており、昭和58年度末の登録者、1,311名の内訳は(図-37)のとおりである。この中には中期研修と海外長期研修受講者も含まれており、その活用率の向上がはかられている。

② 専門家の確保

当事業団が専門家を確保する制度は当初、派遣が予定されている専門家を一時的に確保(プール)する特別嘱託制度のみであった。昭和54年度には事業の円滑かつ、効果的な実施をはかるために豊富な経験と専門技術を有する専門技術嘱託制度が開始された。さらに、昭和58年度からは技術協力をライフワークとして従事する中核専門家を国際協力専門員として確保するためのライフワーク専門家確保制度が導入された。当事業団の宿願であった直属の専門家の身分保障制度が初めて確立されたわけで、その意義は大きい。

(3) 専門家の養成

専門家の養成研修は(図-38)に示された体系にもとづき、当研修所によって実施されている。

(i) 派遣前研修

専門家が派遣前に必要なオリエンテーションや研修を行うもので集合研修(年9回、各30日)、個別語学研修、個別技術研修の三つから成っている。(図-39)はこれらの推移を示したもので、長期派遣専門家のほとんどが集合研修を受講している。受講者は昭和49年度に比し、全体では2.3倍、集合研修のみでは4.4倍に増大している。昭和55年度から専門家夫人研修が集合研修と並行して開講された。

(ii) 中期研修

近い将来、専門家の派遣が決定、または期待される者を対象として、75日間にわたり、専門研修、語学研修、一般研修および海外あるいは国内の現地研修を約1週間程度行う。(図-40)に示されているように、当事業団設立と同時に新規事業として5コース(62名)が開講されたが、昭和58年度には年2回、8コース(112名)となった。受講者累計は1,051名にのぼっている。

(iii) 海外長期研修

将来の指導的な専門家を養成することを目的として、年齢35歳未満の若手の人材を海外の大学、研究機関等で2年間にわたり研修させるもので(図-41)のごとく4分野で累計193名が受講した。

(iv) 国内長期技術研修

帰国専門家等を対象に再派遣に伴って必要とされる技術の研鑽を行うものである。毎年約6.7名程度を実施している。

(v) 技術協力総合研修

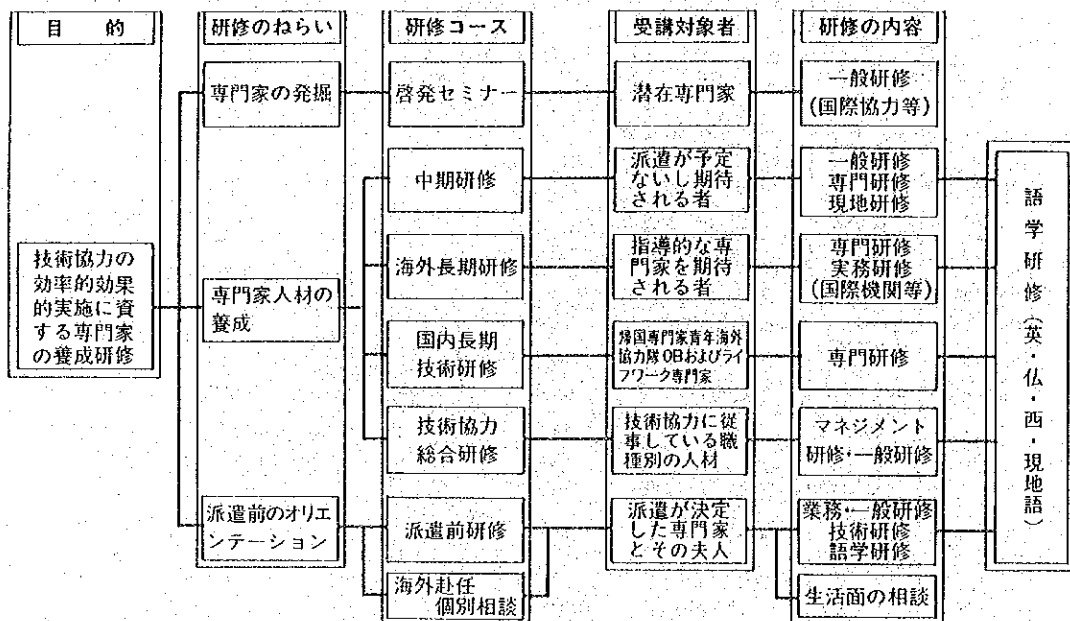
これは、技術協力業務の種類別に行う研修であり、プロジェクト・リーダーや調整員等を対象に総合的な研修を実施している。昭和56年度新規に予算が計上された。この他、民間の人材を育成するための留学生の派遣および開発専門家を招聘して国内関係

(表-23) 専門家養成確保事業実績概要

事項		年度	49	50	51	52	53	54	55	
予 算	当初予算(千円)		103,120	228,766	289,483	358,593	388,523	467,186	538,630	
	(伸び率)		(100)	(122)	(281)	(348)	(377)	(453)	(522)	
	実績(千円)		61,523	183,963(708)	263,632	321,146	356,380	447,489	530,417	
募 集 登 録	登録		新規 1,128人	新規 109人	新規 105人	新規 120人	再登録 504人	新規 121人	再登録 690人	
	公募		-	-	1回 (韓国釜山工業高校)	-	-	1回 (バンブラデシモ 家族計画)	5回 (カンボディア 舞民団敬池)	
確 保	特別協託()内は新設)		33人(29)	57人(36)	49人(26)	47人(26)	52人(28)	36人(14)	46人(31)	
	国際協力専門員()内は長期 派遣中で有数)									
	専門技術嘱託						3人	3人		
業 成 果	派遣前研修	集合研修 ()内は業務 研修のみ受講	8回 97人	8回 109人	10回 167人	10回 389人 ^(215人) (57人)	9回 359人 ^(215人) (101人)	9回 334人 ^(215人) (77人)	10回 451人 ^(215人) (148人)	
		個別研修 (語学+技術)	196人	337人	209人	241人	174人	181人	114人 (累計62+技52)	
	中期研修	国内研修	1回3コース, 62人	2回6コース, 91人	2回7コース, 97人	2回7コース, 106人	2回8コース, 109人	2回9コース, 113人	2回9コース, 116人	
		うち海外研修			25人	26人	28人	41人	44人	
	研 修	海外長期研修 ^(派遣人数) ()内は新規)	2人(2)	15人(13)	25人(11)	41人(15)	41人(16)	49人(19)	62人(27)	
		国内長期技術研修				11人	6人	9人	6人	
		技術協力総合研修	(1)留学生派遣							
			(2)専門家招へい							
	(3)高校生コース								1回1コース, 22人	
	(4)国際協力 セミナー									
	研修用映画制作		1本	1本	2本	2本	2本	2本		
調 査	国際協力総合研修所調査等									
	技術移転情報整備									

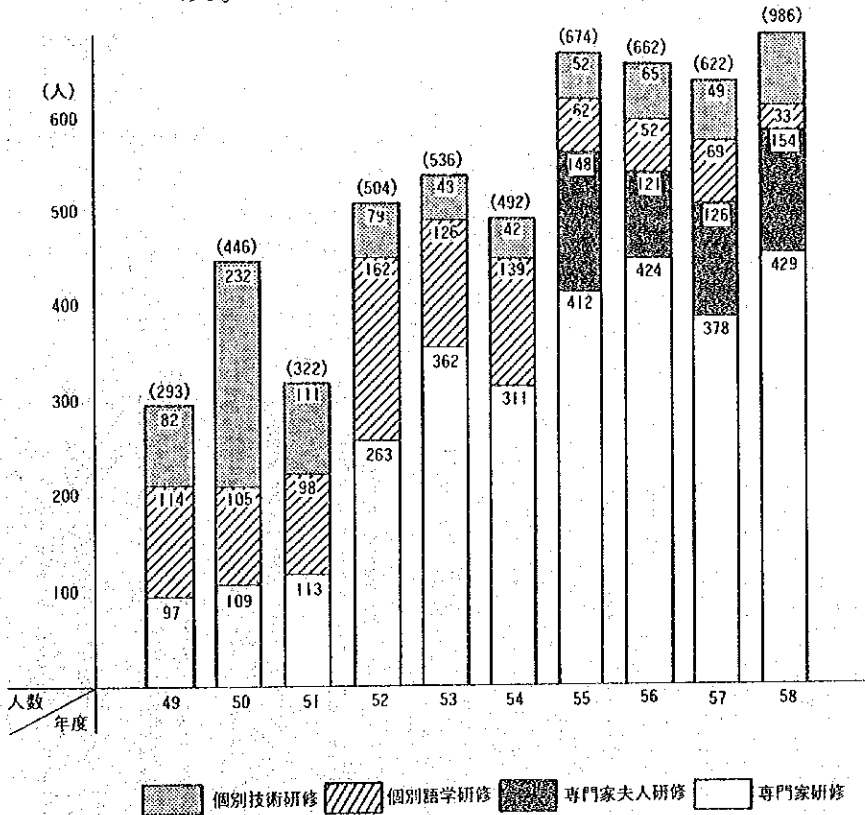
56	57	58	累 計	備 考
633,020 (614)	682,640 (662)	779,721 (756)	4,469,682	
627,615	706,081(31,452)	775,810(12,559)	4,274,056	< >は繰越分で外数
新規 185人	新規 236人	新規 200人	1,311人	登録者数は昭和55～58年度累計
			7回	
54人 (25)	44人 (20)	35人 (16)	251人	確保人数(新規のみ)累計
		8人 (1)	8人	昭和58年度3月末現在確保人数
3人	3人(農林、建設、農林)	3人		
9回,545人(うち夫人118人) (106人)	9回,504人(うち夫人118人) (93人)	9回,583人(うち夫人154人) 117人	3,452人(うち夫人500人) 699人	夫人研修の実績は昭和52～58年度累計
117人 (語52+技65)	118人 (語69+技49)	105人 (語33+技72)	1,792人 (語960+技832)	
2回9コース,119人	2回9コース,126人	2回9コース,112人	1,051人	{(社会)295人,(医療)40人,(農林3コース)455人(うち農水省旅費負担分157人),(鉱工)261人
46人	91人	83人	384人	{(社会)113人,(医療)26人,(農林3コース)148人(うち農水省旅費負担分59人),(鉱工)97人
76人 (30)	88人 (31)	90人 (29)	193人	新規派遣者193人,うち帰国者134人
10人	10人	6人	58人	(帰国専門家)12人,(協力隊OB)27人,(その他)19人
12人 (5)	12人 (5)	14人 (5)	15人	新規派遣者15人,帰国者12人
2人	3人	1人	6人	
1回1コース,16人		44人	82人	
	3支部,133人参加	5支部 334人参加	467人	
5本	1本<1本>	17本(うち建設6本,ITRE6本)	33本	
	1件<1件>	8件	9件	昭和58年度より開始
		4件	4件	〃

(図-38) 専門家の養成研修の体系



(図-39) 派遣前研修受講者年度別・コース別実績

派遣前研修は、技術協力のための人材の養成および確保事業の一環として専門家の質的向上をはかる目的をもって集中的な派遣前セミナー、語学研修、技術研修(30日間、132時間)を行うものである。



者の啓発を行っている。

④ 研修用映画製作

派遣前研修，中期研修等に必要な研修用教材として映画を(表-24)のとおり15本，任国事情紹介のためのビデオ7編を製作した。

⑤ 調査研究

当研修所の設立に伴いその重要な活動の一つとして昭和58年度に開始されたもので，総合的な技術移転の手法，技術協力の計画・実施管理・評価の手法，専門家養成・協力活動用教材の開発および専門家養成確保の効率化と効果測定の手法に関する研究を行い，過去

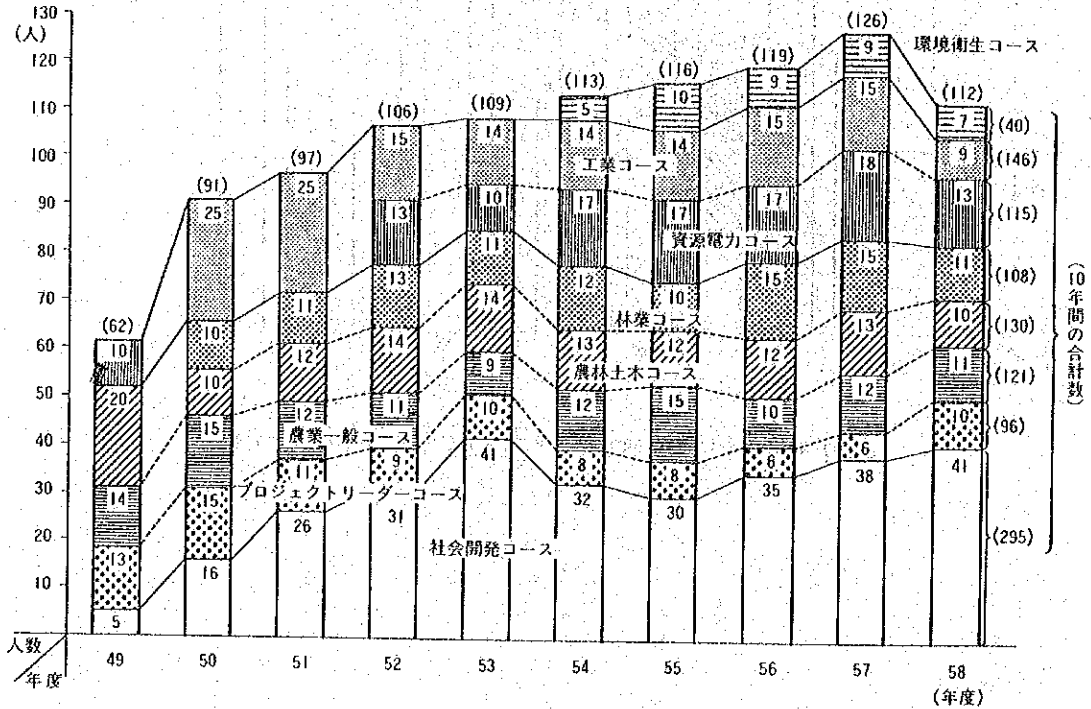
の経験の整理体系化をはかろうとするものである。昭和58年度は8件を実施した。

⑥ 技術移転情報の整備・提供

専門家の養成，調査研究とならんで当研修所の主要な活動となるもので，技術移転に関する様々な情報と専門家の海外赴任相談に必要な情報とを収集，整理し提供する。昭和58年度は，既存の情報を整理するとともに今後体系的な情報整備活動のあり方について検討を行った。

(図-40) 中期研修受講者年度別・コース別実績

中期研修は，将来の派遣専門家，いわば潜在的な派遣要員を養成し確保するために必要な中期間(75日間，353時間)の研修コースである。



(4) 今後の方向

専門家の募集登録、ライフワーク専門家の確保、研修コースの改善、必要なカリキュラムや教材の開発、技術移転に関する調査研究ならびに情報システムの推進等が主要な課題であり、また専門家の質的向上をはかるため専門家の募集段階から、選考、養成研修、オリエンテーション、現地での業務遂行段階の全過程を通じ、一貫して専門家の適性の向上をはかることを目的とした専門家の適性管理システムの導入が不可欠となっている。

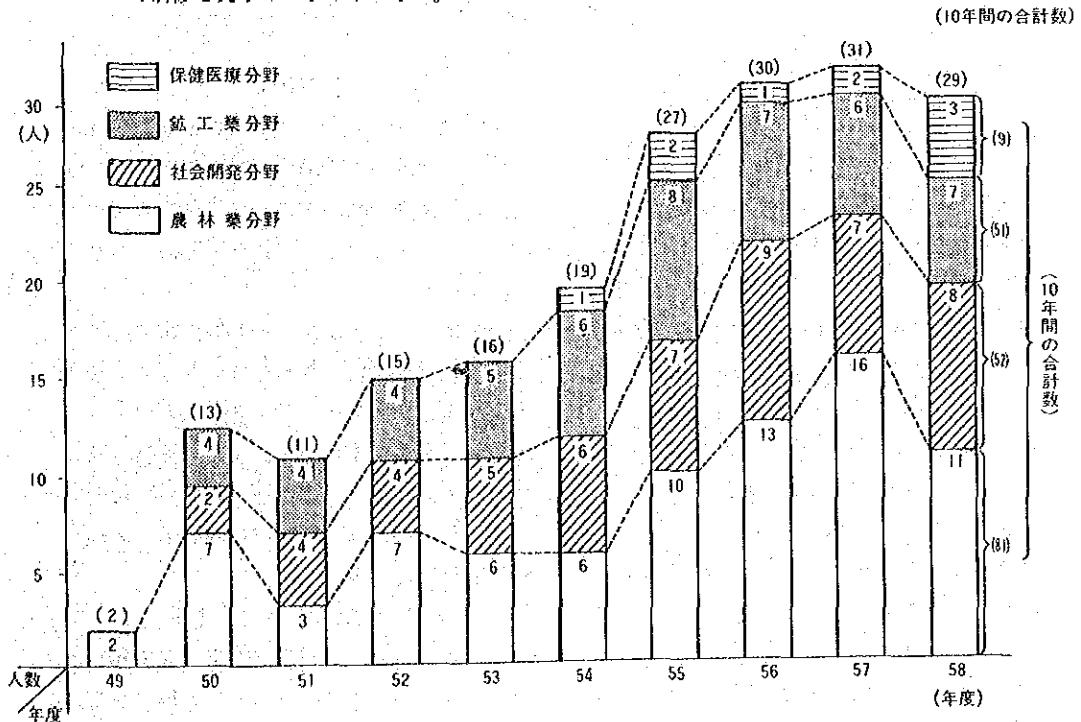
また、専門家の研修は、従来長期派遣専門

家を主たる対象としてきたが、予算の拡充を図り、短期派遣専門家を含む全専門家を対象として行きたい。

総合研修所は専門家養成確保事業を中心とした活動を行うが、その活動範囲はこれにとどまらず、当事業団の全事業を対象に各種の調査研究や情報の整備、専門家に対する専門技術的な支援活動を行うことになっており、この意味で技術協力事業全体との密接な連携のもとに業務遂行の必要がある。

(図-41) 海外長期研修員年度別・分野別派遣実績

海外長期研修は、将来、指導的専門家になることが確実と期待される者を対象にわが国で蓄積が乏しい分野における技術の習得・向上をはかるため、先進国や開発途上国の大学等で2年間の範囲で研修を受けさせるものである。



(表-24) 研修用映画制作一覧表

昭和50年度	熱帯の農業
昭和51年度	熱帯の森林
昭和52年度	熱帯の栽培技術
	技術移転を考える
昭和53年度	東南アジアの農業と水
	ニーズの対応
昭和54年度	乾燥地の灌漑農業
	技術の適応を求めて
昭和55年度	南米における農業開発
	廃材をくらしの中へ
昭和56年度	東南アジアの畜産
	任国事情紹介映画(メキシコ、パラグアイ、ボリヴィア、ペルー各国編)、ビデオ
昭和57年度	中南米の畑作農業
	技術の普及
昭和58年度	東アフリカ、サバンナの農業
	キリマンジャロ小規模工業育成
	任国事情紹介映画(フィリピン、タイ、インドネシア各国編)

2 専門家の処遇および福利厚生事業

(1) 事業の沿革と実績

専門家の処遇内容としては、①在勤基本手当および住居手当を基本とし、その他、へき地に派遣された場合に支給される「へき地手当」、高度の技術・知識・経験等を有する者に対し支給される「特別技術手当」、語学能力の優れた者に対し支給される「語学手当」等の諸手当、②一時帰国制度や健康管理のための旅費支給の制度、③業務上災害補償制度や共済制度などであるが、その他にも所属先人件費補てん、帰国専門家の生活保障等の諸制度があげられる。

これらの処遇内容の改善状況は、制度の新設や制度の改善と手当等の増額に分けることができる。

① 制度の新設・改善状況

専門家の処遇制度の基本的枠組は旧海外技術協力事業団から踏襲したものであるが、国際協力事業団の発足後における制度の新設・改善状況の主なものは(表-25)のとおりである。

その他、「へき地手当」の支給対象となる「へき地」の追加指定を毎年行うとともに、昭和57年10月には、それまでに認定されていた「へき地」の見直しを行った。また、休暇一時帰国制度の資格、条件に関連し、さらに健康管理旅行が認められる「特定不健康地」の追加指定も行っている。

② 手当等の増額状況

在勤基本手当および住居手当(限度額)は外務公務員の改定にスライドして毎年改定している。

(表-25) 専門家処遇制度の改善の年度別一覧表

年度	項目	制定改正内容	適用日
49年度	住居手当	在勤基本手当から住居手当を独立させ、国別上限額を設定し、その範囲内で家賃の実費を支給。	49. 4. 1
"	子女教育手当	専門家子女教育手当制度の新設。	49. 4. 1
"	現地業務費	応急対策費の支給等に関する基準の制定。	49. 4. 1
50年度	外国旅費	移転料に水路、陸路加算を新設。	51. 1. 1
"	健康管理のための旅費	特定不健康地に住む専門家およびその扶養親族の健康管理のための旅費支給基準の制定。	50. 10. 13
"	共済制度	海外共済会の設立(生命保険制度を利用して弔慰金見舞金制度を新設)。	50. 12. 1
51年度	休暇一時帰国	不健康地においては、派遣期間を2年に区分した期間毎に1回の休暇一時帰国を認めることとした。	51. 8. 30
"	共済制度	1. 一時帰国中の健康診断の実施。 2. 遺族特別給付金100万円の設置。	51. 4. 1 51. 12. 1
52年度	事業団借上げ住宅認定制度	住宅事情が劣悪な国に在勤する専門家に対する一括前払いおよび住居手当限度額の特例適用を骨子とする事業団借上げ住宅認定制度の新設。	52. 4. 1
"	子女教育手当加算分支給制度	子女教育手当加算分支給制度の新設。	52. 4. 1
"	へき地手当	へき地手当の支給額算定法の改正(在勤基本手当の100分の15および100分の5を、それぞれ在勤基本手当および家族手当の合計額の100分の20および100分の10に改めたこと)。	52. 11. 15
"	共済制度	国内融資のあっせん制度の新設(最高額50万円)。	52. 9. 16
53年度	住居手当	限度額の円表示を米ドル表示に改定。	53. 6. 1
"	忌引一時帰国	公費による忌引一時帰国制度の新設。	53. 4. 1
"	任国外旅行	近隣諸国への旅行であって、旅行期間が7日以内の場合、海外事務所長の承認により許可することとした。	53. 5. 29
"	帰路変更	任期満了後に帰路変更を認めることとした。	53. 12. 1
"	生活環境整備	専門家生活環境整備実施要綱を制定。	53. 7. 13
54年度	病気療養一時帰国	病気療養一時帰国制度の新設。	54. 4. 1
"	海外労災保険特別加入	赴帰任および通勤途上の災害を除く業務上の災害に対し労災保険を適用することとした。	54. 4. 1
"	海外共済会	災害見舞金の設置。	55. 1. 5
55年度	高地健康管理旅行	高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給の制度を新設。	55. 4. 1
56年度	へき地手当	在勤地のみがへき地に該当する場合も手当支給の対象とすることとした。	56. 4. 1
"	健康診断	肝炎抗体の検査と予防接種の実施。	56. 9. 1

(2) 今後の方向

専門家の処遇改善に関する今後の方向としては、各国の為替や物価の変動に迅速に対応するとともに、処遇に関する制度についても任国間および専門家間の実態にあったバランスを保つことに重点をおきつつ改善をはかっていくべきであろう。

第3章 無償資金協力促進事業

1. 事業の沿革

わが国の無償資金協力は昭和43年度に開始されたが、以後今日まで予算額は年をおって増加し、かつ援助対象国も次第に拡大されてきた。最近では政府開発援助（ODA）の質的改善、対後発開発途上国（LLDC）援助の贈与（グラント）化等が要望される中で、わが国ODAの重要な柱となっている。

わが国の無償資金協力は被援助国（開発途上国）に返済義務を課さないで資金を供与する援助形態で、大別すると、①一般無償援助、②水産関係援助、③文化関係援助、④災害関係援助、⑤食糧援助、⑥食糧増産援助の6種類に分類される。

無償資金協力を効果的かつ効率的に実施するためには、技術協力と一体的に供与したり、技術協力を補完する形でこれを実施することが肝要であるとの認識のもとに、昭和53年度に事業団法が改正され、外務省より無償資金協力事業にかかる実施促進業務が当事業団へ移管された。その業務と、それまで当事業団が技術協力事業（開発調査事業）の一環として無償資金協力の供与前に当該案件の援助の当否、内容、援助額を決定するために実施してきた基本設計調査をあわせて、当事業団が調査から実施促進業務まで、一貫して実施する体制となった。

当事業団が行う実施促進業務は、無償資金協力を効果的に実施するために、技術協力と密接な関連を有する施設の整備を目的として行われる無償資金協力にかかる契約の締結について、調査、斡旋、連絡および契約の実施

状況調査を行うものである。

具体的には、無償資金協力の実施についてわが国と被援助国との正式な外交取極めである交換公文に署名後、当該無償資金協力案件を供与期限内に支障なく完了させることを目的として、①施設の施工業者や機材の調達業者（いずれも本邦業者）を決定するための入札業務や、これら本邦業者と被援助国との間に締結される契約が、日本の無償資金協力制度にのっとり交換公文の定めるところに従って公正かつ効率的に行われるよう関係者に対する指導、助言を行うものである。また、②契約締結後は被援助国側の業務の履行を含め契約の実施状況を調査し、適切な指導・助言を行っている。さらに、③援助実施後の供与施設や機材の活用状況に関するフォローアップ調査も実施促進業務の一環として行っている。

無償資金協力事業の中で当事業団が関与するのは、一般無償援助および水産関係援助のうち技術協力と密接な関係を有する案件についてであり、昭和59年度からは食糧増産援助についても同様に技術協力と関連する案件については、当事業団に実施促進業務が移管されている。

一般無償援助は開発途上国の経済、社会開発、民生の安定と福祉の向上に貢献することを目的としており、開発途上国の真のニーズに合致した基礎生活援助および人造り援助に重点をおいている。具体的には、①医療・保健、②教育・研究、③農業、④民生・環境改善、⑤通信・運輸など経済的収益性が低く、住民の生活水準の向上に直結している案件が主

たる対象になっている。

水産関係援助は開発途上国の水産振興に寄与するために水産関係プロジェクトに協力するための資金供与である。

食糧増産援助は食糧増産のための自助努力を支援し、食糧不足問題の解決をはかることを目的に実施している援助で、具体的には肥料、農薬、農業機械等の購入のために必要な

資金を供与するものである。

無償資金協力本体予算の規模は、昭和53年度当時の49,000百万円から、昭和59年度では106,500百万円と約2倍強の伸展をみせている。これに伴って当事業団担当の実施促進業務の規模も、年々飛躍的に増大してきた。この業務拡大の中において、無償資金協力案件の一層の有効活用のために、業務面では昭和

(表-26) 無償資金協力予算の推移とJICA担当実施促進業務実績

(単位：億円)

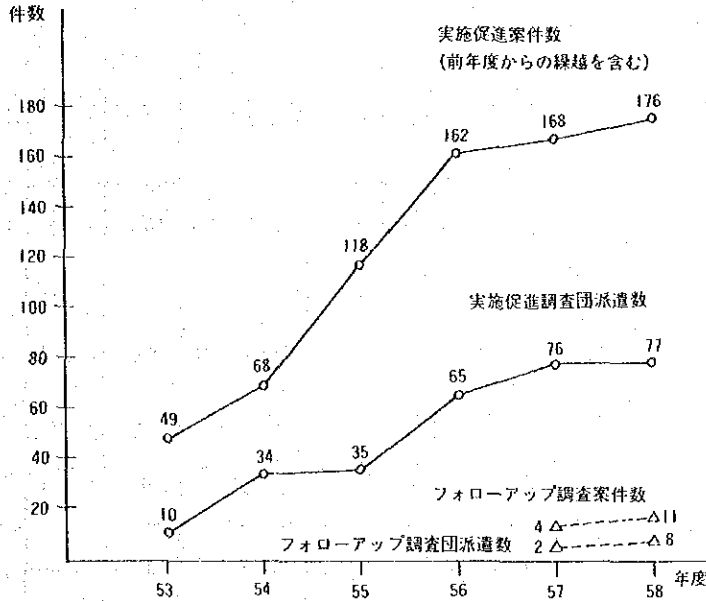
年度 予算等 項目	53		54		55		56		57		58		59	
	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分	予算額	JICA 担当分
一般無償援助	427	158	569	338.5	625	431.25	675	610.7	779	695.2	862	759.28	939	
水産関係援助	50	50	60	60	66	66	71	71	75	75	79	79	83	
災害関係援助	10	-	15	-	50	-	73	-	53	-	33	-	25	
文化関係援助	3	-	6	-	9	-	11	-	13	-	16	-	18	
計	490	208	650	398.5	750	497.25	830	681.7	920	770.2	990	838.28	1,065	
(予算額に占めるJICA 担当分の比率(%))		(42.5)		(61.3)		(66.3)		(82.1)		(83.7)		(84.7)		

無償資金協力予算は外務省に計上されているが、JICAは技術協力に関係ある無償資金協力の実施促進業務を行っている。

昭和58年度においては無償資金協力予算額990億円のうち約85%の838億円の促進業務をJICAが担当した。

無償資金協力の援助効果をあげるために、近年、ほとんどの無償資金協力案件は技術協力と一体的に、あるいは補完する形で実施されており、そのため実施促進業務の重要性がますます高まっている。

(図-42) 無償資金協力実施促進調査団派遣および案件実績



57年度より供与後の施設、機材が所期の目的どおり有効活用されるよう必要なフォローアップを策定するため、フォローアップ調査が実施されている。

実施促進業務は、昭和53年度から昭和55年度までの間は、無償協力・調達部の中で一課体制で実施されてきた。昭和56年度から基本設計調査事業および実施促進業務を一体化し、無償資金協力部が設立されたが、この中で促進業務は人員強化もはかられ、引き続き一課体制で実施された。しかし、近年の膨大な業務量を円滑に実施するため、昭和58年10月、外務省より権限の委譲がはかられ、当事業団が名実ともに実施促進業務を実施することとなり、とくに17在外事務所においては、相手国政府機関と直接折衝も行うようになった。

また無償資金協力部内における実施促進業務体制も従来の一課体制から昭和59年4月より、地域別担当による二課体制へと強化されている。

2. 事業内容および実績

当事業団が無償資金協力実施促進業務を担当することになった昭和53年度においては、実施促進業務の規模は供与金額にして20,800百万円、件数にして31件であったが、昭和58年度において、それらはそれぞれ83,800百万円、96件と供与金額にして約4倍、対象案件にして約3倍と飛躍的に伸展している。無償資金協力本体予算に占める当事業団の実施促進業務の割合も、昭和53年度当時の42%から

(表-27) JICA担当分無償資金協力年度別・地域別・分野別集計表

年度		53			54			55		
		件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	
区分	項目									
		地域別	アジア	14	101.5	48.9	19	219.5	55.1	28
中近東	1		8	3.8	5	32	8.0	3	29	
アフリカ	8		58.5	28.1	14	96	24.1	30	145.5	
中南米	5		26	12.5	5	41	10.3	7	58	
オセアニア	3		14	6.7	2	10	2.5	7	25.5	
分野別	農林水産	12	68.5	32.9	17	130	32.6	25	154.89	
	医療・保健	6	48.5	23.3	13	89.5	22.5	15	117.3	
	教育研究	5	46	22.1	6	100	25.1	6	23	
	民生環境保全	3	14.5	7.0	6	49	12.3	13	113.06	
	交通運輸	5	30.5	14.7	3	30	7.5	16	89	
総計		31	208	100.0	45	398.5	100.0	75	497.25	
供与国数		23			31			49		

(注) 本表中の数字は、会計年度ベースにおける閣議了解案件の件数ならびに供与額である。

(単位：億円)

	56			57			58		
構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %
48.1	35	386.6	56.7	37	491.74	63.9	49	522.9	62.4
5.8	7	44.5	6.5	7	59.33	7.7	7	74.13	8.8
29.3	31	166.5	24.4	24	130.37	17.0	29	172.91	20.6
11.7	7	57.3	8.4	7	69.56	9.0	5	45.74	5.5
5.1	8	26.8	4.0	6	19.2	2.4	6	22.6	2.7
31.1	22	102.7	15.1	20	162.3	21.1	33	230.38	27.5
23.6	25	253.3	37.2	24	276.35	35.9	23	273.52	32.6
4.6	12	132.4	19.4	13	148.95	19.3	15	170.63	20.4
22.7	15	116.5	17.1	16	121	15.7	14	99.05	11.8
17.9	14	76.8	11.2	8	61.6	8.0	11	64.7	7.7
100.0	88	681.7	100.0	81	770.2	100.0	96	838.28	100.0
	52			45			49		

昭和58年には85%となっている。すなわち現在では、一般無償援助の大部分ならびに水産関係援助のすべての案件が、技術協力と関連を有するものとして当事業団の実施促進業務の対象となっている。

無償資金協力事業を円滑に実施するために契約促進調査、実施状況調査が適宜行われており、これら実施促進調査団の派遣数も昭和53年度の10件から、昭和58年度では77件となっている。

昭和57年度からは、無償資金協力で供与された施設、機材の有効活用を確保するためにフォローアップ調査も実施され、昭和58年度実績では、11案件を対象として8チームが派遣されている。

無償資金協力促進業務は、その歩みの中で内容的にも種々拡充が行われている。業務面では、従来の無償資金協力の案件を効率的に実施するという視点から、さらに無償資金協力が適正かつ公平に実施されるよう、近年では入札図書の見査、基本設計調査と詳細設計調査との比較審査等の審査業務に一層努力が払われてきている。また、供与後、施設・機材が有効に活用されるために技術協力によるフォローアップ（機材供与、専門家派遣等）も実施されている。

またプロジェクトの効果的な実施のために、無償資金協力業務は技術協力部門との緊密な連携のもとに実施されている。プロジェクトの計画策定や基本設計調査を行う調査計画の段階から技術協力部門との調整、プロジェクトの整合性の確保がはかられている。とりわけプロジェクト方式技術協力との連携では調査計画の段階から、具体的には、無償資金協力と技術協力との合同事前調査団の派遣といったように一体的に実施が行われている。また、実施促進段階においても、将来惹起すると思われる問題等については、あらかじめ技

術協力による対応に十分配慮を払って業務が遂行されている。さらに、実施促進業務を通じて供与後の施設、資機材の有効活用のためにカウンターパートの受入れを実施している。

案件の内容面では、従来の基礎生活援助に加え、人造り援助にも重点がおかれてきている。さらに、近年では、収益性があるプロジェクトである道路建設、橋梁建設のような社会経済インフラ案件とか文化・福祉分野の施設案件についても、被援助国の国情等を勘案しつつ取り上げられている。このように無償資金協力案件は、年々多様化、複雑化の傾向にあるとともに、2～3年間にわたる予算支出を伴う国庫債務負担行為を必要とするような大型案件も増加の傾向にある。このため案件の当該国に与える社会的・経済的インパクトも従来より大きくなっており、プロジェクトとの整合性をはじめ、現地事情、ニーズに合致した適正な実施が重要となっている。

3. 今後の方向

わが国のODAの質的改善が求められていること、後発開発途上国(LLDC)等では膨大な累積債務をかかえていること、また、これを踏まえてわが国がLLDC諸国に対する原則グラント化の方針を表明してきていること等の国際援助情勢の中において、無償資金協力の果たす役割は、大きな期待をもたれており、今後ともその業務量の一層の拡大が見込まれる。

開発途上国のニーズも質的に多様化しており、従来の基礎生活分野および人造りに対する援助に加え、当該国の国情を勘案した弾力的な運用が望まれている。さらに、無償資金協力案件の大型化も進んでおり、相手国に与える社会的、経済的インパクトは大きく、国内外において無償資金協力に対する社会的関

心が高まってきている。また、開発途上国では供与案件に対する財政手当が十分にできないために、供与後の施設、機材の活用が十分でない場合も多い。そのため、開発途上国負担のローカルコストのわが方負担についても、その緩和化をはかるための措置等が望まれている。無償資金協力をより効果的かつ効率的に実施するため、とりわけ供与された機材、施設が所期の目的を達成するため有効に活用されるよう、供与後のフォローアップ調査を充実することが肝要となろう。加えてあらたな業務である食糧増産援助について実施促進を効率的に行い得る体制を整備することが急務である。

また、供与後、施設および機材が所期効果をあげているかどうかを評価するための評価調査を拡充する必要がある。

第4章 開発協力事業

1. 事業概要および沿革

開発協力事業は国際協力事業団が昭和49年に設立された際にあらたに取り入れられた事業である。わが国の民間企業が開発途上地域等において、社会開発ならびに農林業および鉱工業の開発に協力する場合に必要な資金で、日本輸出入銀行（輸銀）および海外経済協力基金（基金）から供給を受けることが困難なものについて、その円滑な供給をはかり、これとあわせて技術を提供する事業である。

この事業の特色は、わが国の民間企業の活力を生かしつつ、民間プロジェクトに対し必要な技術的支援を行い、さらに当事業団の投融资に結びつけることにより、当該プロジェクトの経済協力効果を最大限に発揮させるという、政府ベース協力と民間ベース協力との関係を強化するところにある。

開発協力事業には、つぎの二つの業務がある。

(1) 開発投融资業務

民間プロジェクトのうち、開発途上地域の開発ならびに地域住民の福祉の向上に貢献すると認められるものに対する長期・低利の資金の供給であって、用途によりつぎの二つに分類される。

① 関連施設整備資金

開発途上地域における民間プロジェクトの実施に付随して必要となる周辺環境整備（関連施設整備）であって、周辺地域・経済の開発や住民の福祉向上に役立つものに対する融資である。たとえば、公共道路や港湾の建設、あるいは、工場周辺地域の

住民も利用できる学校、病院、教会等の整備といったものが融資対象となる。

この場合、プロジェクト本体に対し、輸銀、基金等（当事業団の試験的事業資金でも可）から資金の供給があり、一方、関連施設の整備には、輸銀、基金からの資金の供給が困難と認められることが条件となっている。

② 試験的事業等資金

開発途上地域等において民間企業がパイオニア的に行う開発事業であって、開発のめどがたった場合、当該企業のみならず地域の社会、経済の発展に貢献すると認められるものに対する融資である。たとえば、その地域で従来栽培されていなかった農作物の栽培、造林、未利用樹加工、鉱物資源（ただし、石油、可燃性天然ガス、金属鉱物を除く）の開発、採掘、選鉱、精錬といった融資が対象となる。

いずれも必要なデータが不足しているためリスクが高く、技術の改良、開発もあわせて行う必要がある場合であって、輸銀、基金からの当該事業に対する資金の供給が困難と認められることが条件となっている。

なお、開発投融资資金の供給は、貸付、出資、債務保証のいずれかにより行うことができるが、これまでの実績では、ほとんどが貸付となっている。

(2) 調査・技術指導業務

開発途上地域の発展と住民の福祉の向上に貢献する民間プロジェクトに対する資金面の支援とならんで、技術面での支援を行うものであり、当該プロジェクトにつき、企業に代

わって、当事業団が事前調査、開発計画、実施設計等を実施するとともに投融資を行うに際し、事前に当該プロジェクトのもつ経済協力効果測定を行い、さらに融資後の現地プロジェクト実施状況等を調査する投融資審査等

り現在にいたるまで当事業団が実施した主要事項は以下のとおりである。

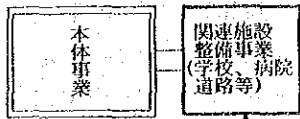
① 投融資説明会の実施

投融資制度を広く民間企業に理解してもらい、あわせて今後の投融資案件発掘をは

(図-43) 開発協力事業の業務の流れ

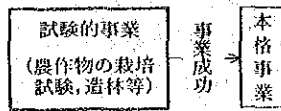
対象事業
〈関連施設整備事業〉

開発事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備事業

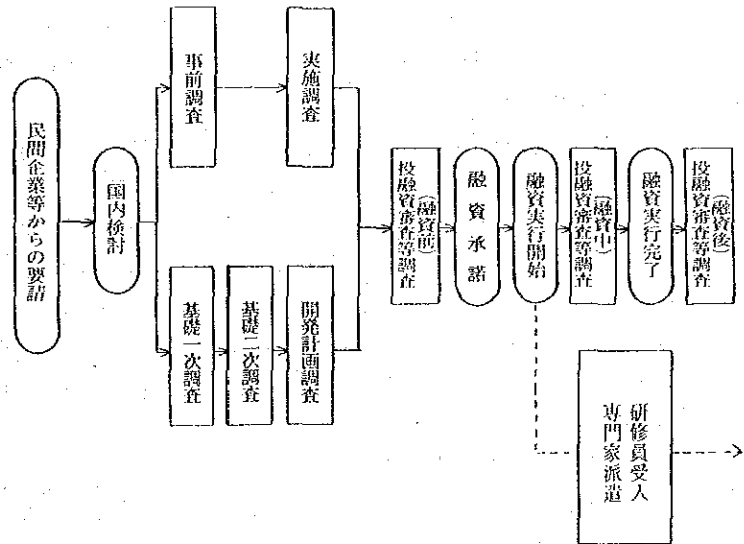


〈試験的事業〉

開発事業のうち試験的に行われる事業であって技術の改良または開発と一体として行わなければその達成が困難な事業



当事業団の融資対象



なお、事業内容によっては、調査を一部省略する場合がある

調査を行っている。

同時に、プロジェクトの実施に伴い生じてくる技術面での問題に対しては、要請を受けて開発協力専門家の派遣、同研修員のわが国への受け入れを行っている。

本事業の業務の流れは (図-43) のとおりである。

本事業の促進をはかるため、昭和49年度よ

かるため海外の商工会議所・日本人会等の協力を得て海外投融資説明会を昭和52年度より開始、アジア、中南米両地域を中心に継続的に実施している。また、投融資制度の国内におけるPRをはかり、同時に海外投融資説明会のより効果的な実施に寄与するために昭和54年度より国内における投融資説明会を、商工会議所、経済団体連合会等

(表-28) 開発協力事業にかかわる融資条件一覧表

() 内改定前

区 分	事 業 規 模	融 資 率	融 資 額	金 利	償 還 期 限	据 置 期 間
	億円	%	億円	%	年	年
1. 試験的事業						
(1) 試験事業	3(1)以下	100	3(1)まで	0.75	20	5
(2) 試験的事業						
ア. 基盤・造林	15以下	*75(70)	11.25(10.5)まで	2.5~3.5	30	10
イ. その他	15以下	*75(70)	11.25(10.5)まで	2.5~3.5	20	5
2. 関連施設整備事業	1. 20(15)以下					
	(1) 4(3)以下	100	4(3)まで	} 0.75		
	(2) 4(3)超~200以下	70	15.2(11.4)まで			
	2. 20(15)超~30以下	70	21まで		2.0~3.5	

*とくに政策的に優遇するものにつき85%を認める。

の共催のもとに開始している。

② 融資限度額の引き上げ

海外における民間プロジェクトの規模の拡大およびインフレの進行等により、従来の当事業団の融資運用基準の枠内では、融資対象事業に対し必要な資金を供給することが困難になったため、開発事業を行う本邦法人等のニーズに応える見地から、昭和53年4月に(表-28)のごとく全体的な融資限度額の引き上げを実施した。(本改定は昭和53年度融資承諾分から適用。)

③ 事務の効率化

開発投融資事業が広く一般にも理解されることを目的として、昭和53年度にパンフレット「開発協力業務のご案内—投融資を中心として—」を作成し、それまで各事業部が独自に作成していたものを統一した。また、昭和56年投融資事務改善委員会を設置し、業務基準の明確化、マニュアルの作成等、内部事務の効率化のための活動を開始した。

同時に、他機関との業務調整面での効率化努力もなされている。すなわち、当事業団の投融資業務においては、輸銀、基金からの資金の供給が困難と認められる(関連施設整備資金では、加えてプロジェクト

本体に対し、輸銀、基金等から資金の供給がある)ことが条件となっているため、融資承諾に先立ち個別案件ごとに、当事業団と両機関の業務調整が必要となる。

こうした個別の調整をより円滑に進めることで民間企業のニーズに迅速に対応すべく、従前より両機関との連絡を密にしていたが、特に基金との間では定期連絡会を開始した。

2. 事業内容および実績

昭和49年度より現在にいたるまでの開発投融資年度別承諾実績は(表-29)のとおりであり、(集計の都合上、(財)海外貿易開発協会からの引き継ぎ案件は別建てで計上した。)累計で129件、金額は42,587百万円、うち関連施設整備では66件、26,641百万円、試験的事業等では63件、15,946百万円に達している。

この中で代表的な事例をあげると、以下のようなものがある。

① フィリピン、ココヤシ品種開発試験事業およびヤシ油加工開発事業

フィリピンは世界最大のコブラ生産国で世界の約80%を生産しているが、ヤシ産業をさらに発展させるため、品種改良による

増産とヤシ油の高度加工により各種の化学用品に誘導するためのココケミカル・コンプレックスプロジェクト推進を重要国策の一つにとりあげている。

こうした経緯のもと、昭和52年1月に設立された日比合弁企業がヤシ油加工開発事業を開始し、それに付随して必要となる棧橋および消防施設の整備のため、その所要資金の一部を当事業団から本邦企業を通じて融資した。

また、同事業に必要な良質材料を将来にわたって確保するため、昭和57年よりココヤシの品質改良を目的とした栽培試験事業が開始されるにあたり、その所要資金の一部も同様に当事業団より融資した。

現在、こうした一連の事業は輸出奨励法にもとづくバイオニア産業として認められ、フィリピンに対する経済協力の観点からも、高い評価を得ている。

② ブラジル、日伯農業開発協力

日伯農業開発協力はブラジルのセラード地帯において、日伯の政府と民間が協力し、大規模な農業開発を行い、もってブラジルの食糧増産と経済発展に資することを主たる目的としたナショナル・プロジェクトである。

協力の第一段階として、ミナス・ジェライス州において、5万8千ヘクタールに及ぶ穀物、コーヒー等の試験的栽培事業が実施されるにあたり、日本側の投資会社に対して当事業団より1,000百万円の出資を行った他、ブラジル中央銀行に対して、当事業団より4,100百万円の融資を実行した。

また、この試験的事業によって開発された技術を基礎として、現在、同州における本格事業化と同じくセラード地帯に属する他の州における試験的事業の実施が拡大計画として検討されている。

③ パプア・ニューギニア、マダン試験造林事業

パプア・ニューギニア、マダンにおける森林開発事業は、伐採から加工、造林まで700名以上を従業員として雇用する当該地域における最大のものとなっており、地域の発展に大きく寄与している。

その歴史は古く、本邦企業が昭和46年に設立した現地法人により昭和48年から着手され、昭和49年からは製紙原料用の広葉樹チップの生産が開始されて、現在、年平均230千㎡の生産を継続している。

さらに、現地法人と同国政府との出資により昭和52年別会社が発立され、伐採跡地における試験的な造林を開始するにあたり、その所要資金の一部を当事業団より本邦企業を通じて融資した。

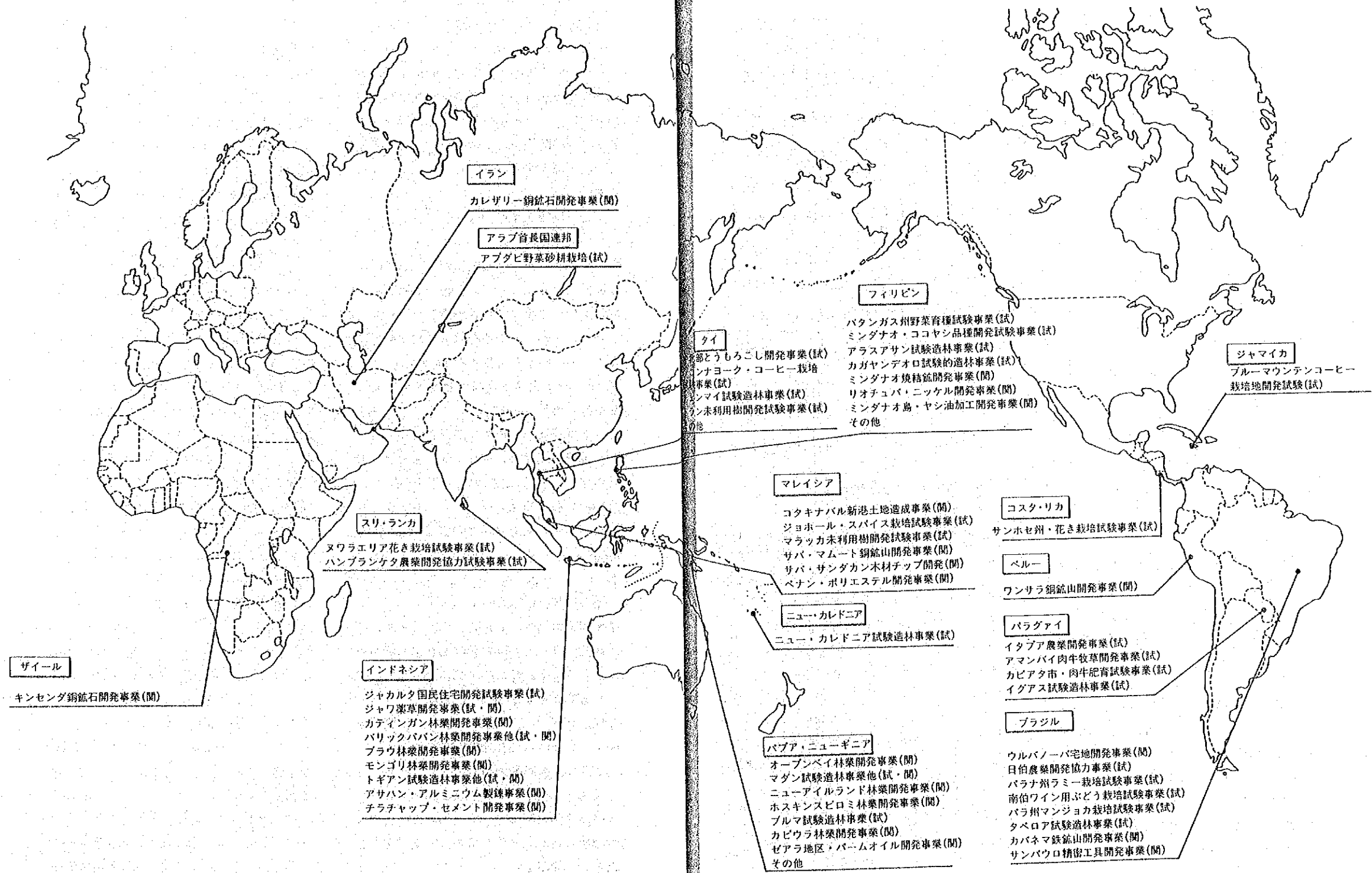
これは、パプア・ニューギニア本島における本格的な試験造林の一つであり、その試験成果が大きく期待されているとともに、事業実行を通じての技術移転、雇用機会の拡大等、地域発展に寄与している。また、同時に同国政府の森林政策にも合致するものであり、同国に対する開発協力として高く評価されている。

④ インドネシア、アサハン・アルミニウム製錬開発事業

本事業はインドネシア北スマトラ州のアサハン川流域にあるシグラグラ、タンガの二つの大滝を利用して最大出力513,000KWの水力発電所を建設するとともにその豊富な電力資源の有効利用産業として、年産225千tを生産するアルミニウム製錬工場を建設し、同国の永年の懸案である北スマトラ地域開発を実現しようとするナショナル・プロジェクトである。

日本側の投資会社に対しては、輸銀よりの融資、基金よりの出資とともに当事業団

(図-44) 開発投融資主要案件地図



(表-29) 開発投融資 年度別・分野別・事業別承諾一覧表

年度	分野		社会開発						農業						林	
	事業		関連		試験		小計		関連		試験		小計		関連	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
海外貿	0	0	0	0	0	0	4	232	1	110	5	342	11	2,403		
49年度	0	0	0	0	0	0	1	30	4	1,448	5	1,478	2	651		
50年度	1	330	0	0	1	330	1	217	4	362	5	579	3	551		
51年度	0	0	0	0	0	0	4	728	6	1,549	10	2,277	1	215		
52年度	0	0	1	99	1	99	1	300	6	1,379	7	1,679	1	295		
53年度	0	0	0	0	0	0	2	140	2	220	4	360	2	515		
54年度	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4,786	4	4,786	1	420		
55年度	1	1,205	0	0	1	1,205	0	0	1	59	1	59	1	678		
56年度	0	0	0	0	0	0	0	0	2	379	2	379	0	0		
57年度	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,139	6	1,139	1	200		
58年度	0	0	0	0	0	0	0	0	2	360	2	360	1	632		
総合計	2	1,535	1	99	3	1,634	13	1,647	38	11,791	51	13,138	24	6,560		

(表-30) 開発投融資 年度別貸付推移 昭和59年3月31日現在(単位:百円)

より道路、橋梁、港湾、街造り等の関連施設整備資金として約10,000百万円を融資した。

こうして建設された関連施設は、国道・州道等の公道の質的向上と橋梁の耐久性の向上により、北スマトラ主要道路の整備充実に資すると同時に、港湾施設整備とあわせて周辺農産物の出荷輸送にも役立ち、周辺地域への寄与は大である。また、街造りにかかわる諸施設(政府関係住宅、タウンホール、学校、教会等)が広く周辺住民にも公開されることにより、地域開発の核としての意義は大きく、いずれも高い評価を

年度	項目	貸付実績		貸付金残高
		件数	金額	
海外貿		24	3,906	3,805
49年度		9	539	4,247
50年度		28	3,052	7,092
51年度		31	2,380	9,097
52年度		26	3,481	11,887
53年度		33	3,470	14,748
54年度		37	4,038	17,773
55年度		32	3,633	20,475
56年度		18	5,120	24,183
57年度		24	2,909	25,795
58年度		14	2,037	26,184
総合計		276	34,565	-

昭和59年3月31日現在(単位:百万円)

業				鉱工業				年度別合計							
試験		小計		関連		試験		小計		関連		試験		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	30	12	2,433	9	2,063	0	0	9	2,063	24	4,698	2	140	26	4,838
3	482	5	1,133	2	1,093	0	0	2	1,093	5	1,774	7	1,930	12	3,704
5	430	8	981	4	824	0	0	4	824	9	1,922	9	792	18	2,714
0	0	1	215	2	1,928	0	0	2	1,928	7	2,871	6	1,549	13	4,420
2	374	3	669	1	270	0	0	1	270	3	865	9	1,852	12	2,717
4	933	6	1,448	3	5,178	0	0	3	5,178	7	5,833	6	1,153	13	6,986
1	58	2	478	2	420	0	0	2	420	3	840	5	4,844	8	5,684
4	496	5	1,174	2	2,450	0	0	2	2,450	4	4,333	5	555	9	4,888
2	343	2	343	0	0	0	0	0	0	0	0	4	722	4	722
0	0	1	200	1	1,120	1	280	2	1,400	2	1,320	7	1,419	9	2,739
1	630	2	1,262	1	1,553	0	0	1	1,553	2	2,185	3	990	5	3,175
23	3,776	47	10,336	27	16,899	1	280	28	17,179	66	26,641	63	15,946	129	42,587

得ている。

昭和49年度より現在にいたるまでの調査・指導業務にかかわる協力実績は累計で、調査団派遣が1,347名、専門家派遣が131名、研修員受入が210名となっている。

3. 今後の方向

世界景気の低迷による需要不振や債務繰延問題等に代表される開発途上国の経済情勢の悪化など、現下の厳しい経済環境を反映し、わが国民間企業の海外直接投融資動向は、従来大きな比重を占めていたアジア、中南米地域に代って先進国向け投資が増大する傾向を

みせており、またリスクの大きい資源開発型の投資は全般的に低調な動きを示している。

こうした状況の中で開発協力事業の拡充をはかり、もって本事業本来の目的である開発途上地域等に対する政府ベース協力と民間ベース協力との関係強化を推進していくためには、より多くの

- ①優良案件の発掘・育成
- ②公報活動等を通じての民間企業の投資意欲高揚
- ③多様化する民間企業ニーズの把握と、それに即応できる内部体制整備等の努力が緊要となろう。

第5章 青年海外協力隊事業

1. 事業の沿革

青年海外協力隊事業は、「開発途上国の要請にもとづき、実践的分野の技術技能を身につけた心身ともに健全な青年を海外に派遣し、相手国の人々と、生活と労働を共にすることによって、相手国の経済的、社会的開発に協力せしめる」ことを目的として昭和40年4月に発足した。事業の実施は、旧海外技術協力事業団に委託され、同事業団の外局として事務局が設置された。

最初の協力隊員派遣は、昭和40年12月24日ラオスへ向け5名の隊員が出発した時に始まり、同年度はラオス、カンボディア、マレーシア、フィリピンの4カ国、26名の実績であった。

初期においては、各都道府県に協力隊窓口担当課の開設、青年海外協力隊ビル建設など事業の基盤整備をはかり、隊員の派遣国、派遣数も順調な伸びを示した。昭和48年度に新業務方式が採用され、隊員の質的向上と事業の国民的支援基盤の再構築を目指し、地方対策、選考システムの改正、訓練方式の軌道修正、所属先捕縛制度等が実施された。

昭和49年、国際協力事業団の発足によって、協力隊業務は、「青年の海外協力活動を促進し助長するもの」であることが法文化された(事業団法第2条2号)。これによって、海外協力を志望し参加する青年が主役、国は支援者という位置づけが確立した。当事業団設立後あらたに協力隊運営委員会で隊員支援のあり方について審議がなされ、国の支援(事務局の支援業務)、都道府県の支援機能、所属先、諸団体、個人の支援機能について業務方針が

明らかにされるなど、事業内部に力を蓄積する期間が続いた。その後、伸展しつつある協力隊事業に対する内外からの期待に応えるべく、「隊員派遣規模3カ年倍増計画」が打ちだされ、協力隊事業は将来に向け大きく飛躍の時期を迎えている。

この10年間、事業運営は海外における協力活動の充実とあわせ、とくに国内における国民的基盤構築の観点から進められ、募集体制、支援基盤構築の面で大きく前進した。まず都道府県との業務上のかかわりは、募集、啓発、選考、研修員受入協力等、すべてにわたり着実に進みつつあり、今後は協力隊事業が国と地方公共団体とが共同で行うまでに高まることが期待される。また、民間の立場で協力隊を支援する「財団法人協力隊を育てる会」が発足し、身分措置、帰国隊員就職世話活動、「クロスロード」の発行など独自の活動を展開している。さらに、協力隊OB会の活躍も本格的となり、「財団法人青年海外協力協会」が設立されている。そして日本青年会議所、青年団体等の諸団体との連携と支援体制も一層促進されている。

啓発、広報は月刊誌「クロスロード」の編集、発刊をはじめ各種資料、映画制作などによる活動が行われた。昭和58年度末、東京と大阪で実施された知名度調査によれば、協力隊の知名度は54%、また、マスコミによる協力隊関係記事掲載は2,039件(昭和58年度)と急激に増えている。

募集活動は、知名度にみられるように協力隊事業に対する関心の高まりに支えられ、関係機関、各団体による支援によって確実に基盤を固め、協力隊事務局—各国内支部—各都道府県とのパイプの強化、県OB会などとの

連携が着実に進み、その成果が応募者の大幅な増加となってあらわれている。

この10年間の願書提出数は約3倍、合格者は2倍となった。これに伴い新規隊員派遣国が16カ国、派遣国総数は29カ国となり、隊員派遣要請数、隊員派遣数ともに着実な伸展を示してきた。

こうした状況をふまえ、昭和57年度に、隊員派遣規模3カ年倍増計画が打ちだされ、昭和58年度から実施に移された。これに伴う現地訓練の充実を含めた訓練方式の見直しの必要性から、協力隊事務局および広尾訓練所の施設拡張計画が進められている。協力隊事業は昭和60年に事業発足満20周年を迎えるが、積極的事業拡大による歴史的な節目をつくりつつある。

2. 事業内容および実績

(1) 都道府県、関係団体との協力

① 都道府県との協力

昭和42年度、各都道府県に協力隊業務担当部、課が設置され、さらに昭和49年、当事業団の発足と同時に事業団法第20条、第40条に、いわゆる「地方条項」が記載され、都道府県との関係が法的に裏づけられたことにより、一層の関係強化が促進された。

協力隊事務局は、国民的支援、地方支援体制の確立の観点から各都道府県との関係を重視して、各県ごとに担当職員を配置し、また全都道府県主管課長会議を開催する等、都道府県との緊密な連携をはかってきた。また、あらたに当事業団国内支部との業務上の関係も明確となり、支部との連携も着実に前進した。

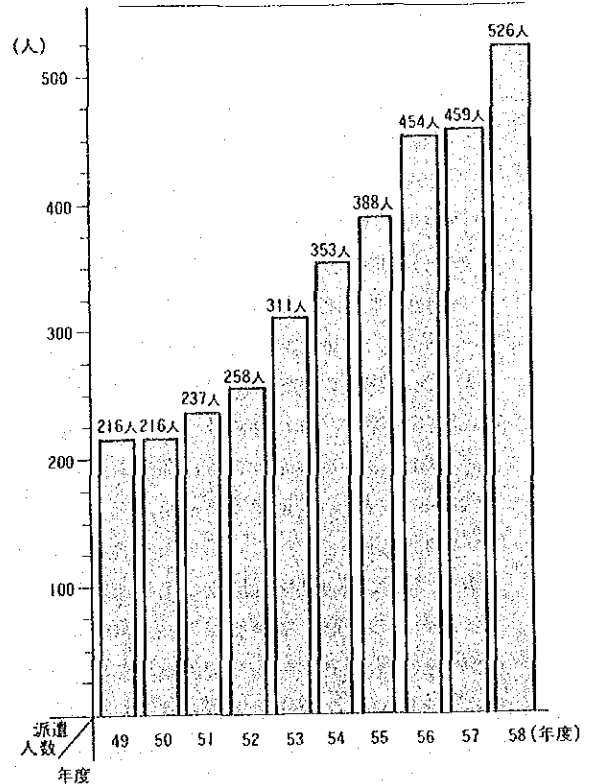
各県では、県独自の広報媒体等による、常時啓発、募集広報、募集説明会の開催、第一次選考の実施、出発隊員の知事表敬訪

問、県OB会の育成等が積極的に進められた。

また、県職員の協力隊参加にかかわる身分措置の、地方公共団体における休職条令の改定は30県に及んでいる。昭和51年度から導入された、各県における協力隊事業費の予算化（外務省、技術協力事業関係、地方公共団体補助金—青年海外協力活動促進費）は協力隊事業を国と県とが協力して行う実態を示すものとして注目されるが、これまで17の都道府県が実施している。

協力隊業務が各都道府県と一体となって進められるに従い、各県が実施する青年の

(図-45) 10カ年の隊員派遣実績(昭和49~58年度)



- (注) 1. 年度別の実績人数は、各年度の第1次隊員から第4次隊員までの合計数。
2. 調整員、UNボランティアは含まず。

海外派遣，受入研修現地調査に伴う便宜供与が増加した。

各県が実施する海外技術研修協力事業（研修員受入）に対して，隊員のカウンターパートの中から厳選し，研修員候補者として推せんしてきたが，すでに38県，のべ323名となった。

② 関係団体との協力

(ア) 「(社)協力隊を育てる会」との協力

同会は協力隊を民間サイドから支援する目的で，昭和51年4月に発足した。地方組織は北海道をはじめ9県におかれ，主な協力活動は，(i)身分措置，(ii)帰国隊員に関するカウンセリング，(iii)就職世話活動，(iv)「クロスロード」誌の発行等である。

(イ) 他団体との協力

協力隊OB会，青少年団体，全国高等学校海外教育研究協議会，あるいは，アジア・アフリカ研究会等各団体の諸行事，各種研修会への講師派遣，資料提供，各団体機関誌等への関係記事の掲載，青年団体代表者懇談会の開催等，相互の交流と協力が促進された。日本青年会議所とは，隊員の就職世話活動を軸にさらに関係を深め，また経済4団体とは懇談会の開催による啓発，さらに各企業，労組等との関係の緊密化に努めた。

(2) 啓発活動

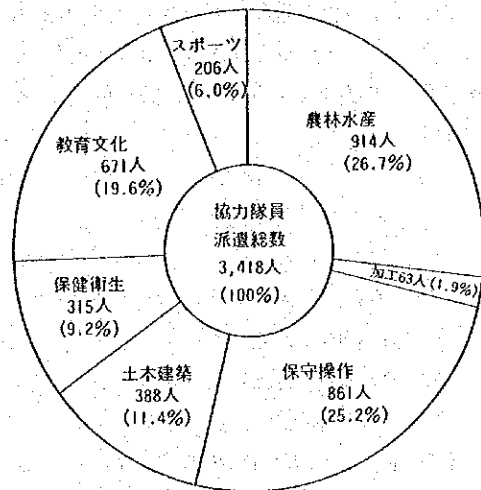
事業団法に「海外協力活動に関し知識を普及し，国民の理解を増進すること」が業務の一つとして明記されたことで，隊員の募集広報にとどまらず，開発途上国の実情と隊員の協力活動の実体を全国民に広め，事業の国民的支援基盤構築を目指すことになった。この基本方針に沿い，各都道府県をはじめ民間の諸団体，マスコミ関係等関係機関と一層の連携をはかりつつ，機関誌「クロスロード」お

よび，「JOCV ニュース」の発刊，映画，パネル展等をベースにして推進してきた。

この10年間の主な動きとしては，映画「アサンテサーナ」を制作し，その自主上映にあたって全国の高等学校，青少年団体等民間の協力を得て約25万名を動員したこと，また，これを契機に「(社)協力隊を育てる会」が発足したことがあげられる。啓発業務実施の上で，

(図-46) 10ヵ年累計の職種別派遣人数

(昭和49～58年度)



学校教育の果たす役割を重視し，各種の調査と学校向け各種資料，成人式用パンフレット等を制作，配布してきた。マスコミ関係に対しては，記者懇談会，駒ヶ根訓練所視察の実施，ニュースリリースの発行を実施し，当事業の啓発をはかってきた。また昭和58年度には初めて，海外向け広報映画を制作する等海外広報を拡充した。

(3) 隊員の募集と選考

国内での支援基盤の強化をはかるための地方対策を進めつつ，広く青年層に適材を求める募集活動に重点をおき，募集広報，重点職

種募集対策、応募相談の強化、民間団体、経済団体、有力企業への理解と身分措置の協力要請等を行ってきた。地方公共団体をはじめ各職域団体、関係機関、青年団体、協力隊OB会等の協力を得て、隊員の募集と人材の発掘に努めてきた。

選考システムは、昭和48年度に新しい選考方式を開始した。すなわち、第1次筆記試験を全国各都道府県で実施し、第2次選考は東京の協力隊事務局で面接によって行う方式により、人物に重点がおかれることになった。

昭和51年度に従来の願書登録制（2年間）を廃止し、募集ごとに願書を提出する方式に改めた。派遣課面接、有資格制度の活用、技術補充研修、育成研修等の実施によって、隊員の質と量の確保をはかってきた。

隊員募集は春と秋、年2回の集中募集を実施するようになり、一般募集は中央と地方で展開した。中央での募集活動は、主に新聞、テレビ、各職種専門誌による広告掲載、ポスター掲示、各種民間団体機関紙、社内報等の協力を得て行い、募集説明会、応募相談会等は協力隊事務局を中心に実施してきた。地方における募集活動は、各県協力隊事業主管課によって積極的に実施され、県広報紙（誌）等県独自の広報媒体を使用したものや、各市町村、関係機関等への募集資料の配布、県、当事業団国内支部、県OB会の連携によって募集説明会、応募相談会が開かれた。昭和58年度に各都道府県で開かれた募集説明会の回数は312回を数え、参加者数は実に11,900名に及び5,500通を上回る願書が提出された。また、応募者が得難く要請に対する充足率の低い職種（農業関係、体育関係等）は、組織募集、部門別募集の強化をはかり、各職域、関係機関の協力を得て、機関紙、社内報、業界専門誌等で周知をはかり、特別募集説明会等を開催して対応してきた。

応募願書数と合格者数の動きをみると、昭和51年度、願書数2,085通、合格者376名に対し、昭和58年度の願書数5,575通、合格者659名となっていて、それぞれの数は約2倍から3倍と大幅な伸びを示した。一方、隊員派遣要請数も着実な伸びを示しており、昭和58年度は1,048と大幅に伸びてきている。

(4) 隊員の派遣と派遣国

昭和49年度は18カ国に216名を派遣し、昭和58年度には、29カ国に526名を派遣した。したがって、この10年間で派遣国、派遣隊員数ともに大幅な伸びを示したが、とりわけ、隊員派遣規模3カ年倍増計画が実行に移されたここ2年間の伸び率がきわめて高く、今後同計画の進展によって、さらに増加することが期待される。

この10年間で派遣国の中には、相手国の事情（政変、政策変更）によって、隊員の派遣を中止した国、ラオス、エル・サルヴァドル、インドもあったが、一方、新規派遣国は、アジア地域でモルディブ、スリ・ランカ、タイ、アフリカ地域でチュニジア、ガーナ、リベリア、ニジェール、セネガル、中南米地域でボリヴィア、コスタ・リカ、ホンデュラス、パラグアイ、ペルー、オセアニア地域でフィジー、バプア・ニューギニア、ソロモン諸島の16カ国に及び、昭和58年度までの累積派遣国は33カ国、累積派遣隊員数は5,021名である。10年間の派遣隊員数はのべ3,418名となった。

昭和56年度には短期緊急派遣制度が新設され、これまで対応が困難であった開発途上国の災害時等の救援への対応等新しい途を開いた。

隊員派遣に関する取極締結国数34カ国のうち現在隊員を派遣中の国は29カ国であり、今までに隊員を派遣した国は33カ国である。

隊員の派遣数は（図-45）のとおりである。

昭和49年度から52年度までの4年間の隊員

(表-31) 青年海外協力隊派遣実績表

地域 国名		ア ジ ア								中 近 東			ア				
		バングラデシュ	カンボディア	インド	ラオス	マレーシア	モルディヴ	ネパール	フィリピン	スリ・ランカ	タイ	モロッコ	シリア	チュニジア	エチオピア	ガナ	ケニア
内 訳	49年度	9 ^①			16	27 ^①		23	31 ^①			1	2	2	12		18 ^②
	50	11			3	14		34 ^①	29 ^②			13	1	8			35
	51	19		1 ^①	1 ^①	17 ^①		16	26 ^①			10	4	20	16		17 ^③
	52	15		2 ^②		31 ^①		17	21			8	20 ^①	10		15	26 ^④
	53	19				25		17 ^②	35 ^①			14	6	8		15	37 ^⑤
	54	20 ^①				31		23	30 ^①			16	7	11 ^①	6	23	51
	55	23				41 ^②		20 ^①	32	3		5	11 ^①	10 ^①	5	24	48 ^⑥
	56	28				28	4	34	40	7	5	13	12	7 ^①	3	24	52
	57	26				31		11	34 ^①	6	17	18	7	11	10	33 ^③	37
	58	17 ^①				36	6	32 ^②	43 ^①	26 ^①	11 ^①	23	7	7	7	19	46 ^⑦
合 計		187 ^③		3 ^③	20 ^①	281 ^⑤	10	227 ^④	321 ^⑥	42 ^②	33 ^①	121	77 ^②	94 ^③	59	153 ^④	367 ^⑤

派遣数をみてみると、216名から258名とほとんど横這いであるが、これは、昭和48年度に始められた新業務方式による選考制度の変更、隊員派遣要請内容の多様化、わが国の産業構造と相手国からの派遣要請職種との食い違い等の理由によるものである。これに対し事務局は、国内支援、募集体制の強化、文科系職種の新規要請の開拓等の諸策と努力を重ねた結果、派遣隊員数はその後順調に伸び、この10年間に約2.5倍の伸び率を示し、常時派遣中の隊員数が1,000名を超えることになった。

国別・年度別の隊員派遣実績は(表-31)のとおりであるが、さらにこれを派遣地域別でみると、この10年間に新規派遣国の増加が目立ち、アジア地域は派遣中止国等もあって相対的に一時後退したが、モルディヴ、スリ・ランカ、タイ3カ国の新規派遣によって回復

している。

職種分野別による派遣実績は(図-46)のとおりである。

昭和49年度までの累計で約44%を占めた農林水産部門は、この10カ年累計分野別派遣人数では、(図-46)のように26.7%に下り、スポーツ部門についても13.3%が6%と下落している。教育文化部門は昭和49年度の9%から19.6%、保守操作部門についても11%から25%へと、それぞれ大幅な伸びとなった。農林水産、スポーツ部門の相対的後退と教育文化、保守操作部門の進出が際立っている。

シニア隊員の派遣は一般隊員より技術的、能力的に高い水準にある要請やチーム・リーダー的ポスト等を考慮して派遣し、昭和58年度までの派遣実績は70名である。

(5) 派遣前訓練

(単位：人)

フリカ					中南米					オセアニア					総計		
リベリア	マラウイ	ニジェール	セネガル	タンザニア	ザンビア	ボリツィア	コスタ・リカ	エルサルバドル	ホンデュラス	パラグアイ	ペルー	フィジー	バニユーギニア	ソロモン諸島		トンガ	西サモア
	25			16 ^①	9		5	11							1	8	216 ^①
	24			14 ^①	20			3	2						1	4	216 ^②
	33			16 ^①	14		4	8 ^②	2						3	10	237 ^②
	30			10	22	3	7 ^②	2	9	4					1	5	258 ^②
3	49			14 ^②	23	5 ^①	5	3	17 ^①	4				2	10 ^①		311 ^①
4	54 ^①			15	15	4	9		13 ^①	11	1			2		7 ^①	353 ^③
	68		3	21 ^①	6	7	5		23	8	4		8		3	10	388 ^①
6	62		9	22	20	6	13 ^①		18	14	5		3	2	2	15	454 ^②
13	47		15	29	21	2	5		26 ^①	23	8		11 ^②	2	4	12	459 ^③
12	44 ^②	1 ^①	12	17	33 ^①	8	11		32 ^①	22 ^①	24	4	5	4 ^①	3	14	526 ^③
38	436 ^③	1 ^①	39	174 ^①	183 ^①	35 ^①	64 ^③	27 ^①	142 ^①	86 ^①	42	4	27 ^②	10 ^①	20	95 ^②	3,418 ^③

注 1. ○印はシニア隊員数で内数。

2. 年度別の実務員数は、各年度の第1次隊員から第4次隊員までの合計数。

3. 調整員、UNボランティアは含まず。

従来の12週間（3カ月）訓練，年3回実施方式が昭和48年度からは16週間（4カ月），年4回に改められた。広尾訓練所では2カ月間，主に講座学習による隊員の協力活動に必要とされる基礎知識，心構え等を学ぶ導入訓練が行われた。代々木訓練所（国立青少年センター）では，2カ月間の外国語の集中訓練が実施された。しかし，昭和54年に長野県駒ヶ根市に協力隊駒ヶ根訓練所が新設されたことに伴い，外国語集中訓練が行われ，同時に訓練期間が広尾訓練所4週間，駒ヶ根訓練所10週間となった。訓練終了後隊員の外国語の適応力強化のため，仏語，西語についてはそれぞれフランス，メキシコにおいて第三国研修をあわせて実施された。

その後，隊員派遣規模3カ年倍増計画の実施に対応するための訓練のあり方が検討され，

現地訓練の強化拡充を前提として，昭和59年度からは3カ月訓練，年3回派遣とし，広尾，駒ヶ根訓練所がそれぞれ独立した一貫訓練を行うことになった。

(6) 現職参加体制

応募者にとって，派遣前訓練期間を含め約2年半勤務先を離れることが，終身雇用，年功序列型の日本社会の慣行，社会的意識とあいまって協力隊参加への道を阻んできた。現実に選考試験に合格しながら休職措置がとれずやむを得ず退職して参加する，もしくは参加を辞退するケースが少なくない。また，休職希望者が勤務先の所属長に対する，協力隊参加の意志表示がきわめて遅いことも，身分措置を難航させる原因の一つとなっている。

事務局は勤務先の休職措置を促進し，かつ帰国後の職場復帰をはかるために，昭和48年

度に「所属先に対する人件費の補てん」制度を設け、さらに昭和50年度に民間企業、団体に対し一般管理費（間接経費）の補てん制度を採用し、その普及に努めた。地方公共団体においては、各県の地方公共団体における休職条例の改訂促進をはかる一方、経済界、各企業に対する説明、「(財)協力隊を育てる会」のメンバーの協力を得て、個々のケースの対応にあたる等、積極的に進めてきた。

近年、現職参加を希望する青年が増加しているが、一方、行財政改革による公務員の定員削減、民間企業の事業縮小等、協力隊への現職参加促進にとって厳しい社会環境となっている。こうした客観情勢にもかかわらず、地方公共団体、各企業等の理解が深まりつつあり、この10年間に於ける休職参加者の全隊員数に対する割合は、20%を維持している。一方、休職参加を希望する隊員の身分措置の達成率は、昭和49年度の40%から、昭和56年度71%、昭和58年度は79%にまで高まった。このことは、各関係者の協力と理解が確実に進んでいることのあらわれでもある。

(7) 帰国隊員対策と就職

開発途上国での協力活動と人間交流で得た貴重な体験を、帰国後国内社会に還元させることは、きわめて重要な課題であることから、帰国後の就職の問題とあわせてその対策と条件整備に努めてきた。

協力隊事務局は帰国隊員の自己研鑽を奨励するため、国別、業種別研究グループの育成、帰国隊員研修会、帰国隊員セミナー等を開催して、帰国隊員の国内社会復帰の円滑化を促進するために経済界、産業界との積極的な接触をはかり、従来の関係企業間との関係を深めるための講演会を大阪、名古屋、仙台、札幌、福岡等の各地で開催した。とくに隊員OB会活動を重視し、その育成に努めた。

各県OB会は各都道府県と協力し、隊員募

集をはじめ、パネル展、帰国報告会、研修員・留学生との交流、「青年の船」事業への協力等、県内における国際理解啓発の担い手として注目されている。全国OB会は、従来OB会が行ってきた各種の社会活動をより積極的に推進するために、昭和59年1月「(財)青年海外協力協会」を発足させた。

帰国隊員の就職世話等の対策強化をはかるために、昭和54年4月、指導相談課が新設され、隊員の身分措置、災害補償、帰国隊員の国内復帰、帰国隊員の活動に関すること等を所掌し、各都道府県、各産業界、日本青年会議所、「(財)協力隊を育てる会」等の協力と支援を得て積極的な活動が進められた。とくに「(財)協力隊を育てる会」とは、常時協議、連携をはかりつつ、隊員の身分措置、帰国隊員セミナー、カウンセリング等を行ってきた。

(8) 健康管理と補償制度

協力隊事務局は派遣前、訓練期間中に健康管理、事故防止の指導チェックを行い、現地では年2回の定期健康診断を実施している一方、派遣国によってはメディカル・コーディネーターの派遣、現地顧問医制を導入する等、協力隊事務局の顧問医を軸に、重病発生時等の緊急時に対応できるシステムを導入してきた。健康であるときは厳しく、不幸にして傷病等災害が発生したときは手厚く対応するという協力隊事務局の方針に沿い、下記の補償制度を設けている。

- (1) 団体生命保険（35百万円）
- (2) 労災保険特別加入（昭和55年度より加入）
- (3) 災害補償制度
- (4) 共済給付制度

第6章 移住事業

1. 事業の沿革

(1) 海外移住の概況

わが国の海外移住は明治元年のハワイ移住により開始され、以来今日まで、110余年を経ている。また移住者の総数は約102万名を数え、これら移住者の子孫を含めた海外日系人の数は、現在、170余万名に達するといわれている。

これら日系人は受入諸国において善良な市民として生活し、政界、官界、経済界等諸方面で有力者を輩出しており、さらに、農業、工業をはじめとする産業面でも受入国の発展に大きく寄与している。

戦後の海外移住は、昭和27年、ブラジル・アマゾン河流域のジュート栽培移住者54名の渡航によって再開され、昭和30年代前半には毎年1万名を超える移住者を数えたが、その主流は中南米地域向け農業家族移住者であった。その後、わが国の経済発展による労働需要の拡大、生活水準の向上等の内的要因と、受入国側の経済、社会情勢の変化、これに伴う移住者受入制限等の外的要因とが相まって昭和37年頃から漸減傾向を示していたが、ここ数年は横ばい状態で毎年3,000名程度となっている。

(表-32) 国別・年次別移住者人数表

(単位：人)

国名	暦年	昭和20~48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	49~58計	合計
アルゼンティン		5,891	283	611	333	314	382	445	593	544	266	166	3,937	9,828
ポツニア		5,325	36	59	77	49	66	63	55	66	45	58	574	5,899
ブラジル		62,384	819	1,279	1,126	682	584	500	562	417	329	289	6,587	68,971
ドミニカ共和国		1,337	13	4	7	4	2	2		5	2	3	42	1,379
メキシコ		357	26	25	30	20	28	19	26	22	17	14	227	584
パラグアイ		8,031	154	131	160	202	119	117	74	76	72	64	1,169	9,200
ペルー		1,956	113	124	68	47	21	30	32	36	44	19	534	2,490
小計		85,281	1,444	2,233	1,801	1,318	1,202	1,176	1,342	1,166	775	613	13,070	98,351
オーストラリア		893	23	17	16	19	15	37	33	47	39	21	267	1,160
米・国		105,422	2,930	2,485	2,684	2,328	1,931	1,739	1,603	1,672	1,533	1,398	20,303	125,725
カナダ		7,377	643	434	317	268	190	323	364	315	200	131	3,215	10,592
小計		113,692	3,596	2,936	3,047	2,615	2,136	2,099	2,000	2,034	1,772	1,550	23,785	137,477
その他		4,595	491	989	823	436	310	289	311	317	275	186	4,427	9,022
計		203,568	5,531	6,158	5,671	4,369	3,648	3,564	3,653	3,517	2,822	2,349	41,282	244,850

1. 本表の区分は暦年である。

2. 本表は外務省旅券課作成の旅券発給統計(永住目的の旅券発給数)にもとづくものである。

(なお、わが国の場合15歳未満の者は親の旅券に併記し、独自の旅券は発給しないことが多いが、本統計は併記者を含んでいる。ただし、昭和20~28年、昭和30~35年、昭和36~47年の併記者数は推定である。また、昭和45年以降は新旅券法の施行により永住のための再渡航を含む。)

(2) 移住者取扱機関の変遷と事業概要

戦後の移住者取扱機関は、昭和29年1月設立の(株)日本海外協会連合会(海協連)と昭和30年9月に設立された日本海外移住振興(株)(移住振興)が昭和38年7月に合併して海外移住事業団へと変遷をたどり、さらに昭和49年8月1日、当事業団の設立に伴い旧海外移住事業団はこれに統合され、そのすべての業務が引き継がれた。

当事業団の行う移住事業は国の内外を通じて一貫して実施されている。国内では、国内各支部、海外移住センター、海外移住研修所を通じて海外移住の啓発、広報、相談、あつせん、移住者の訓練講習、送出、渡航費支給、移住者もしくはその子弟の本邦研修等の業務を行ってきた。また、海外においては海外支部等を通じ、移住者の動態、農業経営ならびに移住先国の諸事情等に関する調査、移住者の自立安定に資するための医療衛生対策、教育対策、生活改善普及対策、道路、電化、飲料水、治安等の生活環境整備対策、営農改善対策等を実施するとともに、試験農場を運営し試験研究ならびに移住者に対する営農指導を行い、さらに移住者のための入植地の取得、造成、分譲事業および移住者に対する事業資金の貸付事業等を実施してきた。

(3) ブラジル現地法人の解散とその後の対応

ブラジル移住は戦後のわが国移住の主流を占めてきたが、これらブラジル移住者に対する援助は当事業団の出資による現地法人「ジャミック移植民有限責任持分会社」(JAMIC)および「ジェミス金融(株)」(JEMIS)によって行われてきた。しかし、この両法人は、ブラジル民法(第11条)に抵触するものとしてブラジル側から撤退の要請がなされ、日伯両国政府で協議の結果、昭和56年9月30日をもって解散し、昭和60年3月末終了をめでに清算業務を実施中である。今後の新規移住者受入

業務ならびに移住者援護業務はつぎのとおり可能な範囲で従来と同様の措置を続けていくこととなった。

① JAMICが行ってきた移住者受入業務は

日系のサン・パウロ州農業拓植協同組合中央会に、また、医療、教育、生活改善普及等援護業務は各地区の主要日系団体に委託することとした。これら団体に対する育成指導、委託、交付金取扱事務、営農指導等は新設の在ブラジル各公館移住担当職員事務所において行うこととした。

② JEMISが取り扱っていた移住者に対する融資は南米銀行(本店：サン・パウロ市)に当事業団が原資を貸し付け、各地の同行本支店を通じて行うこととした。

(4) 海外移住事業評価調査の実施

昭和58年3月、第二臨時行政調査会より、当事業団が行っている海外移住事業については整理合理化をはかる必要があるとの答申がだされた。

これを踏まえて、当事業団は海外移住事業全般について評価見直しを行い、今後の事業のあり方に関する基本的方針の策定を目的として、昭和58年11月から昭和59年4月にかけて海外移住事業評価調査を実施した。

この調査を実施するにあたり外部の学識者の客観的意見を得ることが必要であるとの観点から、つぎの3氏に調査を委嘱した。

小倉武一氏：食料・農業政策研究センター
理事長

岩瀬義郎氏：沖縄振興開発金融公庫理事長

中根千枝氏：東京大学東洋文化研究所教授

なお、本評価調査の報告概要等については第3項「今後の方向」にて後述する。

2. 事業内容および実績

昭和49年度から昭和58年度までの10カ年における移住事業の主な実績はつぎのとおりである。

(1) 海外移住に関する調査および知識の普及

① 海外移住に関する調査

移住者に対する援護および指導等に必要なる業務を国の内外を通じ効率的に実施するための基礎資料を整備する目的をもって、移住地農家経済調査、移住者動態調査、市

場調査、雇用農実態調査、工業技術移住者実態調査、入植地適地調査、中小企業移住調査等を行った。とくに移住地農家経済調査は、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、パラグアイおよびドミニカ共和国の5カ国にある約40カ所の移住地で、農業を営む移住者を対象に営農の実態を把握し、移住者に対する営農指導上の基礎資料を得ることを目的として、毎年継続して約1,700戸の収入、財産所有状況について調査を実施したものである。

(表-33) 国別・年度別移住者人数表(事業団扱移住者のみ)

(単位:人)

国名	年度	昭和27-48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	49-58計	合計
アルゼンティン	2,238	48	40	45	28	45	50	30	17	40	35	378	2,616	
ボリヴィア	1,770	1	11	24	12	26	18	6	14	4	3	119	1,889	
ブラジル	51,079	297	299	353	283	298	230	188	161	61	84	2,254	53,333	
チリ	12						1					1	13	
コロンビア	49		1			2	1	2				6	55	
コスタ・リカ									1			1	2	
ドミニカ共和国	1,328												1,328	
ホンデュラス											2	2	2	
メキシコ	20												20	
パラグアイ	6,698	43	73	52	94	53	26	18	6	16	17	398	7,096	
ペルー	5												5	
ウルグアイ	43						2		1			3	46	
ヴェネズエラ	35					4	3	1	4		2	14	49	
小計	63,277	389	424	474	417	428	331	246	203	123	142	3,177	66,454	
オーストラリア								15	40	57	44	31	187	187
米国	388												388	
カナダ	3,588	145	82	28	50	55	203	311	340	190	44	1,448	5,036	
小計	3,976	145	82	28	50	55	218	351	397	234	75	1,635	5,611	
計	67,253	534	506	502	467	483	549	597	600	357	217	4,812	72,065	

(注) 米国の338人は昭和31~39年度にかけての難民救済法特適用移住者である。

② 海外移住に関する知識の普及

海外移住の意義および内容、移住先国の実情、移住の機会等について、マスコミ、各種関係機関と緊密な連携を保ちつつ、広く国民に対し周知をはかり、海外移住に関する正しい理解と認識を高めるとともに移住希望者が意志の決定を誤らないための正確な判断の素材を提供するためつぎの業務を実施した。

(イ) 機関誌「海外移住」をNo322からNo431まで計110回発行した。本機関誌は、タブロイド判で毎月28,000部発行していたが、昭和54年11月号から冊子形式に改め、発行部数は毎月5,000部とした。

(ロ) 移住に関する展示会・講演会・映画会・説明会等を全国で13,769回（参加人員は約390万名）開催した。

(ハ) 高等学校の海外教育指導教師86名、日本学生移住連盟所属の学生39名および学識経験者48名をそれぞれ移住関係先国へ派遣した。

(ニ) 全国の中学生、高校生を対象に懸賞作文を募集し（応募総数14,133点）、毎年2～4名の特選者を海外研修させた。

(ホ) 国内啓発活動の一環として、昭和53年度から35名の優良移住者を本邦に招へいた。

③ 海外移住に関する相談・あっせん業務
(イ) 国内支部を中心として、移住希望者に対し移住説明会等の開催を通じ相談、あっせんを行った。10年間の新規相談件数の合計は65,087件であった。

(ロ) 一方、海外支部においては雇用農および工業移住者の独立、就職等の相談指導を行うとともに求人開拓を行い、あっせん活動を推進した。

(2) 移住者に対する訓練講習

移住者が移住先国の社会に速やかに適応し、持てる能力を十分に発揮し得るよう、つぎのとおり渡航前、渡航後の訓練講習を実施した。

① 渡航前訓練講習

(イ) 長期訓練講習

海外移住研修所において第24期生から第43期生まで20回におたり520名の農業移住研修を実施した他、昭和53年度から開始した海外実習生28名に対する訓練講習を海外移住センター等で行った。

(ロ) 短期訓練講習

南米農業移住者、工業移住者、カナダ移住者、オーストラリア移住者、婦人移住者に対する訓練講習を計199回、1,848名を対象に海外移住センター他で実施した。

② 渡航後訓練講習

移住後の現地適応研修、補完研修、青年農業移住者訓練講習等を合計167回、海外支部において実施した。

(3) 渡航のための援助および指導

昭和49年度から昭和58年度までの当事業団扱いの移住者数は（表-33）のとおり中南米向け3,177名、カナダ、オーストラリア向け1,635名、計4,812名であるが、このうち2,895名の中南米移住者に対して751百万円の渡航費を支給した。

また、中南米移住者の渡航直前の一定期間、海外移住センターおよび沖縄支部の宿泊施設を提供するとともに各便毎に引率職員を任命して移住者引率にあたらせた。

(4) 農業移住者に対する相談および指導

農業に従事する移住者に対して、定着安定と営農基盤確立の相談に応ずるため、試験農場に農業専門家を派遣するとともに講習会の開催、パンフレットの配布、実地指導等営農普及に努めてきた。また、営農指導の基礎資料を得るための試験研究および施設を整備拡

充するとともに移住地の農業研究グループの強化育成をはかってきた。

① 試験農場の活動

南米4カ国に6カ所の試験農場を設置して試験研究および普及活動を行い、それぞれの地区の農業移住者の営農基盤確立に寄与してきた。

② 農業専門家の派遣

移住者の営農改善をはかるため、本邦から南米4カ国へ派遣した農業専門家は長期、短期あわせて30名である。この他、普及指導を重点として養豚、養鶏、畑作等の各分野のブラジル在住専門家を昭和54年度からのべ79名、ブラジル国内（ベレーン、レシフェ、ポルト・アレグレ）ならびにアルゼンティン、ボリヴィア、パラグアイ、ドミニカ共和国へ派遣した。

③ 先進地農業研修

南米における農業先進地であるブラジル、サン・パウロ州において、ブラジルの他地区、アルゼンティン、ボリヴィア、パラグアイ、ドミニカ共和国の移住者子弟を対象として昭和54年度から年1回農業研修を実施した（参加者計78名）。

(5) 移住者の生活環境整備

① 医療衛生に関する業務

移住先国の施策を補完して、つぎのとおり医療衛生対策業務を実施した。

(イ) ボリヴィア、サン・ファン移住地、パラグアイ、アルト・パラナ、フラム、イグアスの各移住地の4診療所を直接運営し、ボリヴィア、オキナワ移住地の2診療所の運営補助を行い、さらにこれら6診療所に派遣医師23名（任期2～3年）、現地医師17名、計40名を配置した。

(ロ) 診療施設の不備な奥地在住の移住者を対象に現地医療機関に委託して巡回診療を行う一方、集団移住地以外で現地医療

機関の利用可能な地域においては現地医師と特約し移住者の医療援助を行った。

また、直営ならびにこれに準ずる診療所の医師および看護婦を育成するための育英資金を支給した。受給者は医師延べ168名、看護婦延べ59名である。

② 教育に関する業務

(イ) 施設の整備

移住者の子弟教育の充実をはかるため、受入国の教育施策を補完して、ボリヴィア、ブラジル、パラグアイの3カ国7移住地に計17棟の教員宿舎を建設するとともに、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、パラグアイおよびドミニカ共和国の5カ国16地区の学生寮建設経費を助成した。

(ロ) 日本語教育

移住者子弟に日本語および日本に関する知識を普及させるため、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、パラグアイ、ドミニカ共和国ならびにカナダの6カ国に日本語図書を送付した。また、上記中南米5カ国に日本語指導教師として長期16名（任期2年）、短期2名（ブラジル）、計18名を派遣し、現地の日本語教師の指導にあたらせた。

(ハ) 現地教育

現地教師に対する謝金の支給ならびに中・高校生および大学生奨学資金の貸付等を実施した。

③ 生活改善普及業務

移住者の生活改善普及のため、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、パラグアイ、ドミニカ共和国の5カ国28移住地の公民館建設を助成した他中南米各地に視聴覚器材等を送付した。

④ 移住地の治安対策

治安制度の不完全な移住地において移住

(表-34) 直営入植地、入植・分譲現況

◎印、昭和49～58年度設定入植地

入植地名	購入年月	購入面積 ha	入植戸数 印(入植者数のみ)	造成状況		分譲状況		備考
				区画割数	面積	分譲数	面積	
アルゼンティン国		ha	戸					
ガルアペー	昭和32. 7	3,110	21	99	2,993. ³	99	2,993. ³	農地型、分譲完了
アンデス	" 34. 5 ¹⁰	1,312	12	69	675. ⁶	58	571. ³	" 残地は分譲・処分済
エスベランサ	" 41. 12	37. ⁸	11	18	34. ⁸	18	34. ⁸	近郊小入植地 分譲完了
アルマフェルテ	" 43. 3	38. ⁸	14	15	38. ⁸	15	38. ⁸	" "
ローマベルデ	" 43. 12	42. ⁸	13	15	41. ⁶	15	41. ⁶	" "
マルコスパス	" 45. 3	40. ²	13	14	40. ²	14	40. ²	" "
エルバット	" 46. 3	37. ¹	12	13	34	13	34	" "
セラージャ	" 47. 3	30. ⁴	10	11	29. ⁷	11	29. ⁷	" "
エルチャニヤール	" 48. 2	76	3	7	76	7	76	" "
◎ラ・プラダ	" 50. 9	120. ³	42	50	107. ¹	50	107. ¹	" "
◎グレウ	" 52. 8	75	17	21	62. ³	21	62. ³	" "
◎第2エルバット	" 55. 12	35. ⁸	5	12	33. ⁹	12	33. ⁹	" "
◎バラデーロ	" 57. 3	407	(入植準備中) 0	26	392. ⁷	11	165. ²⁰	近郊中入植地 分譲中
◎第2バラデーロ	" 59. 3	438	—	—	—	—	—	造成工事実施中
計	14ヵ所	5,363. ²	173	370	4,559. ⁹	344	4,228. ¹	
ブラジル国		ha	戸					
バルゼアアレグレ	昭和32. 9	37,495	60	218	34,245	218	34,245. ⁵	農地型、昭和58年度内に分譲・処分済
グアタバラ	" 33. 5	7,294	115	1,238	5,018	1,223	4,967. ⁵	" 58年度内に分譲・処分済
ファンシャール	" 34. 7	1,015	32	88	992. ⁸	88	992. ⁸	近郊中入植地 分譲完了
ジャカレイ	" 34. 7	613	46	87	559	87	559	" "
第2トメアス	" 37. 5	25,800	125	655	24,277. ⁸	617	22,991. ⁹	農地型、昭和60年度内に分譲・処分済
ピニヤール	" 37. 9	756	54	60	729	60	729	近郊中入植地 分譲完了
◎サンロレンソ	" 50. 3 ⁸	168	2	6	150. ⁹	6	150. ⁹	" 小 "
◎アウリベルデ	" 51. 12	419	15	27	410	27	410	" 中 "
計	8ヵ所	73,560	449	2,379	66,382. ⁵	2,326	65,046. ¹	
パラグアイ国		ha	戸					
フラム	昭和31. 6 ²	16,056	149	入植地 601 市街地 124	15,649. ⁹ 199. ⁹	601	15,049. ⁵ 165. ⁵	農地型、市街地のみ分譲中
アルトパラナ	" 34. 6 ¹⁰	84,217	241	入植地 1,735 市街地 447	81,323. ⁷ 572. ⁷	1,092	76,076. ⁴ 437. ⁴	" 分譲中
イグアス	" 35. 10	87,763	181	入植地 999 市街地 526	72,181. ⁶ 512. ⁴	896	62,493. ⁶ 400. ⁶	" "
◎ピラレタ	" 59. 3	533. ⁴	—	45	533. ⁴	—	—	近郊中入植地 "
計	4ヵ所	188,569. ⁴	571	4,477	170,971. ⁶	3,868	155,221. ⁵	
合 計	26ヵ所	267,492. ⁶	1,193	7,226	241,914	6,538	224,495. ⁷	

先国の施策を補完し、警察官の招へい、治安謝金の補助の他、3カ国6移住地に治安事務所を建設し、2カ国5移住地の治安用電話架設工事費の一部を助成した。

⑤ 飲料水対策

移住地飲料水対策として、アルゼンティン、ポリヴィア、ブラジルの3カ国6移住地の深井戸掘削の一部助成を行った。

⑥ 道路対策

アルゼンティン、ポリヴィア、ブラジル、パラグアイの4カ国17移住地に対して、道路補修工事の実施または補修用車輛機械の購入を行った。

⑦ 電化対策

年次計画により、アルゼンティン、ブラジル、パラグアイの3カ国12移住地について電化工事費の一部を助成した（総工事費の約2/3を助成）。

(6) 移住業務にかかわる研修員の受入

移住者および移住者子弟に対する本邦研修をつぎのとおり実施した。

① 移住者子弟技術研修

アルゼンティン、ポリヴィア、ブラジル、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国の6カ国の移住者子弟188名を技術研修生として受け入れ、18カ月の研修を実施した。

② 現地日本語教師の本邦研修

中南米6カ国の日本語学校の現地教師を本邦に招き玉川学園等で3カ月間の研修を実施している。昭和54年度から54名の教師を受け入れた。

③ 現地育成医師の本邦研修

昭和54年度より当事業団が現地で育英・助成した医師を本邦で2年間研修させているが、ポリヴィア、ブラジル、パラグアイの3カ国から14名の医師の本邦研修を実施した。

④ 日系福祉団体担当者研修

昭和58年度より日系福祉団体担当者の本邦研修を開始したが、第1回としてブラジルから2名(サン・パウロおよびベレーン)を招き研修を行った。

(7) 入植地業務

当事業団の直営入植地の入植・分譲現況は(表-34)のとおりである。

アルゼンティン、ブラジル、パラグアイの3カ国26カ所の購入土地総面積は27,500haに及ぶが、このうち、昭和49年度から昭和58年度の10カ年間に設定した入植地は8地区、約2,200haである。8地区のうち5地区は分譲を完了しており、2地区が分譲中、1地区については造成工事実施中である。

(8) 投融資業務

現地の金融制度が不備であったり、金融機関との関係が密接でないために事業資金の調達が困難な移住者が多いことから、これらの移住者を対象として融資業務を実施してきた。さらに、移住者の定着・安定に寄与すると認められる事業を行う団体に対しても必要な資金の投融資を行った。

① 融資業務

昭和49年度から昭和58年度までの10カ年間の国別、貸付・回収実績は(表-35)のとおり、貸付金総額16,904百万円、回収金総額は932百万円である。

ブラジル移住者に対する融資について、当事業団が出資していた現地法人「ジェミス金融援助(株)」(JEMIS)が昭和56年9月30日をもって解散したことに伴い、JEMIS債権を南米銀行(本店:サン・パウロ市)に移管すると同時に、当事業団が原資を南米銀行に貸し付け、ブラジル各地の同行本店を通じて移住者に対する貸付を実施している。

(表-35) 移住関係貸付金10カ年間の実績表

区分	年度	49	50	51	52	53
	国名					
貸付	アルゼンティン	15,211	53,580	66,058	76,650	79,943
	ボリヴィア	139,140	220,800	398,280	234,855	270,711
	ブラジル	508,219	600,488	617,392	755,555	924,086
	ドミニカ共和国	29,654	29,997	29,865	27,630	46,572
	パラグアイ	179,462	220,000	285,838	502,590	518,402
	本 部	0	0	0	0	0
	合 計	871,686	1,124,865	1,397,433	1,597,280	1,839,714
回収	アルゼンティン	64,535	44,501	19,739	28,619	30,499
	ボリヴィア	48,150	59,526	63,745	134,693	177,104
	ブラジル	277,090	319,130	350,447	374,719	413,710
	ドミニカ共和国	24,074	19,023	25,570	30,906	29,577
	パラグアイ	152,395	198,784	244,384	333,491	261,985
	本 部	58,609	16,470	45,196	39,985	15,974
	合 計	624,853	657,434	749,081	942,413	928,849

- (注) 1. 昭和49年度については旧海外移住事業団を含めた年間実績を計上した。
2. 本部貸付はイタプア製油投資株式会社への貸付である。
3. ブラジルの貸付には、ブラジル在住移住者への貸付を実施するために南米銀行に融資した貸付金を含む。

(単位：千円)

54	55	56	57	58	計
77,959	116,669	82,184	54,375	122,989	745,618
341,219	282,049	325,388	177,482	284,555	2,674,479
1,002,869	1,156,378	1,188,022	702,960	953,063	8,409,032
101,138	35,096	31,269	17,999	17,986	367,206
377,602	473,036	522,013	593,218	813,377	4,485,538
0	222,500	0	0	0	222,500
1,900,787	2,285,728	2,148,876	1,546,034	2,191,970	16,904,373
58,265	56,046	48,576	32,317	24,468	407,565
234,806	226,988	386,192	227,336	571,436	2,129,976
364,520	343,279	338,661	255,075	222,373	3,259,004
28,527	37,297	24,563	26,160	27,530	273,227
231,112	310,943	315,868	404,085	585,536	3,038,583
3,725	2,279	19,676	4,004	3,671	209,589
920,955	976,832	1,133,536	948,977	1,435,014	9,317,944

4. 回収には、元本、利息および延滞損害金を含む。
5. 本部の回収は、帰国移住者、渡航前貸付金および農工企業貸付金(南米銀行を除く)である。

(表-36) 出身県別・年度別移住者人数表 (事業団扱移住者のみ)

年度 都道府県	昭和 27~48	49	50	51	52	53
北海道	4,205	17	28	18	17	13
青森	634	2	12	2	5	1
岩手	818	3	1	3	5	3
宮城	864	5	3		12	1
秋田	431	3	4	2	4	2
山形	806	6	15	1		1
福島	2,559	4	3	3	3	7
茨城	587	10		8	3	6
栃木	304	1	2	9	2	2
群馬	1,184	8	11	6	4	4
埼玉	450	12	14	15	23	24
千葉	589	5	15	16	9	27
東京	3,679	86	69	65	46	94
神奈川	1,363	45	56	83	66	33
新潟	375	2	2	3	6	9
富山	233	1	1	1	13	1
石川	283	5	3	1	2	
福井	400	1	1			4
山梨	406	1		2	2	1
長野	816	4	9	3	2	11
岐阜	490	1	6		6	4
静岡	870	16	12	18	17	7
愛知	598	25	11	15	10	26
三重	500	2	7	8	6	3
滋賀	128	2	1	3	12	5
京都	349	5		12	3	11
大阪	897	30	22	34	38	31
兵庫	954	13	23	24	12	12
奈良	222	5	2	8	2	1
和歌山	1,818			1	8	2
鳥取	272	2	1			
島根	412	2	2		1	2
岡山	927	2	1	6	13	13
広島	1,942	4	13	12	14	7
山口	2,134	2	6	4	9	
徳島	333	2	1	1		2
香川	596		1	8		2
愛媛	1,776	3	3	1	1	1
高知	2,685	1	1	4	4	3
福岡	4,272	5	7	21	14	14
佐賀	1,093	2		7	3	
長崎	3,796	6	3	3	16	5
熊本	4,311	3	15	13	8	9
大分	482	9	11	5		5
宮崎	1,571	4	1	11	3	4
鹿児島	2,495	1	7	3	4	2
沖縄	6,756	21	18	39	30	68
その他※	3,588	145	82			
計	67,253	534	506	502	467	483

※昭和50年度以前のカナダ移住者については支部別の統計はあるが

(単位：人)

54	55	56	57	58	49~58計	合計
17	16	14	14	21	175	4,380
3	1	4	4		34	668
	1				16	834
7	11	2	8		49	913
3	3	1			22	453
2	1			10	36	842
3	8	5	5		41	2,600
2	4	2	1		36	623
1		3			20	324
4	11	6	2	1	57	1,241
15	50	10	15	11	189	639
24	30	18	19	5	168	757
135	122	176	101	28	922	4,601
69	73	62	32	16	535	1,898
1		2		7	32	407
	4				21	254
1			1		13	296
2	1		1	1	11	411
2	1	7		2	18	424
4		4	1	1	39	855
	4	7		1	29	519
7	15	17	11	8	128	998
35	20	28	16	4	190	788
4	1	8	3		42	542
6	9	2			40	168
6	9	7	5	5	63	412
33	21	61	24	9	303	1,200
9	25	24	5	9	156	1,110
1	8	3	1	3	34	256
1	5		10		27	1,845
1	3				7	279
4	1	8			20	432
5	5	8			53	980
17	12	16	8	2	105	2,047
1	4	1		9	36	2,170
	1	3		1	11	344
2	2	1	1		17	613
5	12	9	1	1	37	1,813
4	2		2		21	2,706
15	31	14	16	5	142	4,414
		1		6	19	1,112
13	5		3	3	57	3,853
8	12	3	3	7	81	4,392
4	2	5	1		42	524
8	6	3	10	9	59	1,630
5	2	4	5	7	40	2,535
60	43	51	28	25	392	7,148
					227	3,815
549	597	600	357	217	4,812	72,065

県別の統計がないため、その他の欄に一括して計上した。

② 出資業務

当事業団はパラグアイの日本人移住者が生産する油桐の実の搾油工場を現地に設立する目的で、昭和42年に設立された投資会社「日本イタプア製油投資(株)」に対し、350百万円の出資を行っている。この投資会社は、昭和43年、パラグアイ、エンカルナシオン市に「イタプア製油商工(株) (CAICISA)」を設立し、昭和45年から創業している。

3. 今後の方向

前述のとおり、昭和58年度において小倉武一氏、岩瀬義郎氏、中根千枝氏に委嘱して海外移住評価調査を実施したが、3氏より昭和59年6月、「海外移住事業評価調査報告書」が提出された。本報告書は、3氏が現地調査をもとに、様々な角度から協議、検討した結果、統一見解として呈示されたもので、その「梗概」はつぎのとおりである。

当事業団としては、この報告書意見を基本的方向として今後の移住事業を推進していく考えである。

「海外移住事業評価調査総合報告書(梗概)」

- (1) 移住は日本人が定着し、長期的に相手国の開発に貢献することから国際経済協力上多大な成果をあげているとともに、勤勉で誠実な人間としての日本人の評価を高めることにより、他に比類なく持続的な国際友好親善の役割を果たしている。日本の平和と安全に寄与するという見地から、今後、総合安全保障の一環として移住を前向きに推進すべきである。
- (2) このような考え方の下に、現地からの強い後継移住者受入の要望に対しては、わが国はあらゆる工夫をこらして優秀な人材の送出に努めるべきである。

ただし、開発途上の受入国に対し確たる生活および将来の見通しもないまま未知の世界に送出する現在の方式は、今日の日本の気風に即応せず、優秀な希望者を得られない虞れが強い。よって、国の資金援助により数年間奉仕活動または就業により現地体験を積み、自分の適応性と将来計画を自ら確かめた時点において、定着の可否を決める方式を導入する必要がある。

- (3) 戦後まもなく後進地域に設定された集団移住地については、当該国および地域の低開発性から経済的に安定せず、インフラ整備についても相手国政府の能力の範囲外であり、日本側の援助打切りはたちまち荒廃を招くこと自明であるので、責任の上からも援護は継続すべきである。また、援護事業と経済協力との連携を研究し、協力にも移住にもより高い相乗効果を発揮し得るプロジェクト等を実現すべきである。

- (4) 現在異質社会の中で地位向上を目標に努力している日系社会の存在は、わが国の将来にとってきわめて貴重な資産である。移住事業の目標はその中からハイレベルの人材と事業を豊かに育て、受入国の発展に寄与するとともに、その国民から信頼かつ尊敬される力強い存在とすることである。

よって、低位安定に限った現行援助方式を改め、企業的大農場主に対する援助や進学助成、日本語教育の普及、本邦研修制度等を拡充して、日系人としてのアイデンティティをもちながら受入国の有為な市民として活躍する人材を数多く育成する方策を講ずるべきである。

第7章 その他の業務

第1節 情報管理業務

1. 業務の概要

年々拡大の一途をたどる国際協力を、広範な開発途上諸国の多岐にわたる分野において、最も効果的に実施していくためには、適切な情報資料を収集、整理、分析し、提供するという情報管理業務が、近年ますます重要となってきた。

このような背景のもとに、旧海外技術協力事業団当時の昭和45年6月、従来の調査統計課を改組して情報管理課を新設し、情報管理体制の基礎造りに一歩踏みだした。

その後、国際協力事業団の設立に伴い、旧海外技術協力事業団情報管理課の業務を受け継いで、事業実績統計、DACならびにコロンボ・プラン等国际機関提出用各種統計資料および事業団年報を作成している他、事業団刊行物、経済技術協力関係図書資料の収集、整備および当事業団刊行の報告書、テキスト等の目録、映画フィルム目録や地図目録等を作成し、各種情報の提供に努めている。

2. 業務実績

当事業団の設立以来、内外における情報ニーズの多様化に伴って、情報管理機能の強化が重要課題となってきた。

これに対応し、情報管理体制の整備と制度の改善をはかるため、昭和53年7月、情報管理問題検討委員会が設置され、統計関係、資料収集整備・提供方法、情報管理システム等に関する方針が審議決定された。

図書資料室においては、情報の公開に対する内外の要請が高まり、情報管理問題検討委員会等で検討を進めてきたが、昭和54年度より図書資料室の一般公開を開始した。

一般公開を周知させるため、広報用パンフレットの作成・配布、「国際協力」誌への資料紹介の掲載等を通じPRに努めた結果、昭和54年度の一般公開以来、昭和58年度末までの来館利用者は19,380名に達した。

(表-37) 図書資料室利用状況等実績

項目	年度	54 昭和54年度	55	56	57	58	計
来館利用者 (人)		1,964	3,037	4,226	4,747	5,406	19,380
電話回会数 (件)		1,011	6,838	7,186	6,697	6,132	27,861
貸出し資料数 (点)		1,415	1,873	2,733	3,087	3,351	12,459
貸出しフィルム (本)		116	149	105	240	138	748
コピーサービス (枚)		930	4,463	3,600	3,919	1,879	14,791

また、受入資料数の増大と一般公開に伴うサービス需要の増大に対応するために、昭和56年11月より、従来情報管理課の所掌に属していた図書資料室を総務部内に独立させ、室長を配置した。

さらに、図書資料室における図書資料の分類法については3系統の分類法（海外技術協力事業団分類法、移住事業団分類法、国際協力事業団分類法）が併存しており、これが検索を困難にし、かつ将来の電算化への障害になることが予想されるため、昭和58年度、あらたに「国際協力事業団図書資料分類法(JDC)」を定め、この分類法により図書資料室蔵書および総合研修所蔵書について統一修正作業を行った。

(表-38) 図書資料室概要

所在場所	新宿三井ビル9階南側
床面積	約350㎡(書庫, 事務室, 閲覧室および「取扱注意資料」用特別書庫(約60㎡))
蔵書数	(a)図書 約53,500冊(JICA報告書18,000冊, テキスト4,000冊, 調査団収集資料14,000冊, 移住引継図書1,500冊, 一般図書16,000冊) (b)非図書資料(逐次刊行物約500タイトル, 新聞50種, 各種フィルム, VTR400本, 写真約2,000枚, 地図約10,000枚, マイクロフィッシュ11,000枚)
蔵書の特色	①技術協力情報, ②移住全般情報, ③開発途上国情報, ④南北問題・援助全般情報
刊行目録類	①刊行資料目録, ②国別収集資料目録, ③テキスト類資料目録, ④国際協力事業団所蔵映画フィルム等目録
年間受入数 (昭和58年度)	登録図書6,949冊(報告書1,747冊, テキスト768冊, 一般図書582冊, 調査団収集資料3,852冊), 非登録図書1,273冊(国際機関資料)

情報資料の収集管理においては、昭和54年度より調査団収集資料整備事業を開始した。これは当事業団の派遣する各種調査団等が現地において収集した資料を集中管理し、より有効な相互利用に供するために行った事業で、開始以来昭和58年度末までに約20,000点の資料を整備した。これらの資料は図書資料室に保管され有効に利用されている。この他収集資料の中から選定した地図類のマイクロ・フィッシュ化、主要開発途上国の国家開発計画等の翻訳・抄訳資料の作成等も行って、各種調査業務の円滑な遂行のための資料として活用されている。

統計関係では統計管理規定の制定があげられる。従来、まちまちに行われてきた統計作成方法を統一するため、昭和55年12月、「国際協力事業団事業実績統計規程」を制定し、また、昭和56年6月、当該規程にもとづき「統計集計要領」を策定した。

さらに、当事業団の事業規模の拡大・多様化に伴い、統計集計作業も複雑かつ膨大となってきたため、統計集計の電算化を推進してきた。その結果、「DAC統計システム」、「情報個人統計システム」、「事業人数実績統計システム」が完成し、DAC統計や国際協力事業団実績統計等各種統計集計作業が大幅に合理

化され、より一層迅速かつ精度の高い実績統計の作成が可能となっている。

第2節 広報関係業務

1. 業務の概要

国際協力に関する国民の理解と支持を得て、事業を円滑に実施するため広報活動を行ってきており、最近はこれを一層重視している。

広報事業の主な内容は、第1に各種出版物を作成し配布すること、第2に新聞・ラジオ・テレビ・雑誌等、各々のマスメディアに対して広報素材を作成し、あるいは提供する等の協力を行うこと、第3には写真パネル展示会、講演会等の行事を企画・実施すること、または他団体の同種行事に協力することに大別される。

(1) 出版物による広報

月刊広報誌「国際協力」を国会関係、各省庁、報道関係、教育研究関係、経済界等の国内の国際協力関係者に、また当事業団の事業実績をとりまとめた英・西・仏語版の「国際協力事業団年報」を内外の関係者に配布するとともに、当事業団の事業内容をわかりやすく説明した「国際協力事業団のしおり」、四

つ折りリーフレット類を来訪者や講演会等の参加者に配布している。

(2) マスメディアによる広報

国際協力の意義や当事業団事業の内容、業務のシステム等を紹介した広報映画、スライドを製作して、関係者を招待しての映画会、関係方面および一般への貸し出し、来訪者への説明や各種行事の際の上映等に活用している。また、写真撮影や取材のため、著名なカメラマンやルポライターを内外の事業現場に派遣し、国際協力の現状等を取材せしめ、その成果をフォトグラビア集として出版し、報道界に提供し、また、当事業団の広報誌、写真パネル展等で紹介する等活用している。さらに当事業団海外事務所を通じ、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等への開発途上国での取材に対する便宜供与を行っている。

(3) 広報行事等

国際協力について国民の関心を喚起するため、国際協力をテーマとした高校生対象懸賞作文募集、写真コンテスト、写真パネル展を行い、当事業団理事、部長および部外の専門家、帰国協力隊員等を講師とする講演会等を実施している。また、経済協力推進協議会が行う経済協力強調運動や全国高等学校海外教育研究協議会が行う海外教育実施高校の教師海外研修等に協力、助成を行っている。

2. 業務実績

過去10年をみると、新中期目標等日本政府が援助について内外に提唱、公約したこともあって、必然的に当事業団の規模および役割も国民の注目するところとなり、報道・出版・教育関係等からの照会・来訪・取材等が増大した。したがって、事業の拡大と国民の関心の高揚に対応すべく、多岐にわたる広報活動を展開しつつ、さらに国際協力の意義について一層正しい理解を得て、事業の円滑な促進をはかることが必要となってきた。そのため、昭和56年度から「国際協力写真コンクール」を定例行事化し、昭和57年度からは「フォト・グラビア集」を発刊し、カレンダーおよび手帳の作製配布を行っている。同じく、昭和57年度から国際協力セミナー、講演会、写真パネル展、映画会等の一連の広報事業を組み合わせ、国内9支部も動員し10月上旬に「全国縦断国際協力キャンペーン」を実施しているが、昭和57年度は全国で約7万名、昭和58年度は約21万名の参集を得た。出版物については、各種パンフレットの外国語版を作成し海外からの需要に応え、「国際協力」誌については昭和49年度の毎月3,700部から昭和58年度の9,000部に拡大するとともに、内容面でも写真を増やす等、わかりやすい広報に心がけてきている。

(表-39) 主要広報事業の推移

年度	出版物関係	マスメディア関係	行事等
49	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・1974年版「技術協力年報」 ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「世界でこんにちは」(TBS)制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力写真展 ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成

年度	出版物関係	マスメディア関係	行 事 等
50	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・1975年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「ドキュメント日本人」(フジテレビ)制作協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力事業団シンボルマーク募集 ・国際協力写真コンクール ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
51	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」, 「事業団ニュース」 ・1976年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ特別番組「日本の心を世界の友へ」(日本テレビ)制作 ・専門家派遣事業啓発映画「開発協力と専門家—インドネシア・ランボン農業開発プロジェクト」制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力写真展 ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
52	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」, 「事業団ニュース」 ・1977年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「ドキュメント日本人」(フジテレビ)制作協力 ・ルポライター(作家, 三浦朱門氏)派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
53	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」, 「事業団ニュース」 ・1978年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・JICAカレンダー(海外向け) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報映画「平和な社会をめざして」制作 ・テレビ番組「あすの世界と日本」(日本テレビ)制作協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
54	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」, 「事業団ニュース」 ・1979年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・JICAカレンダー(海外向け) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報映画「バングラデシュの大地に」制作(芸術祭大賞受賞) ・プロカメラマン(吉田勝美氏)派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
55	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・1980年版「国際協力事業団年報」(和, 英文) ・JICAカレンダー(海外向け) ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報映画「国土に根づく若者たち」制作 ・オートスライド「JICA事業紹介」(和, 英, 仏)制作 ・テレビ番組「世界にかける橋」(日本テレビ)等に制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成

年度	出版物関係	マスメディア関係	行 事 等
56	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・1981年版「国際協力事業団年報」(和, 英, 西文) ・JICAカレンダー(海外向け) ・JICA手帳 	<ul style="list-style-type: none"> 協力 ・プロカメラマン(吉田勝美氏)派遣 ・広報映画「アンデスの嶺のもとに一ポリヴィアへの医療協力」制作(日本産業映画大賞受賞) ・オートスライド「JICA事業紹介」海外事務所(3ヶ所)に配備 ・プロカメラマン(吉田勝美氏)派遣 ・ルポライター(毎日新聞編集委員小本曾功氏)派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に助成 ・国際協力写真コンクール ・懸賞作文募集(中学・高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
57	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・設立8周年記念フォトグラフィ集「写真でみる国際協力」 ・1981年版「国際協力事業団年報」(仏文) ・1982年版「国際協力事業団年報」(和, 英, 西文) ・JICA カレンダー(海外および国内向け) ・JICA手帳 ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報映画「輝きの島から」(日本産業映画広報部門賞受賞)および「JICA24時間」 ・プロカメラマン(吉田勝美氏)派遣 ・ルポライター(作家, 小島直記氏および朝日新聞論説委員鈴木沙雄氏) ・テレビ番組「世界にかける橋」, 「明日の世界と日本」(日本テレビ)等制作協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国縦断国際協力キャンペーン ・国際協力写真コンクール ・懸賞作文募集(高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成
58	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「国際協力」 ・フォトグラフィア特集「JICA GRAPHIC」 ・1982年版「国際協力事業団年報」(仏文) ・1983年版「国際協力事業団年報」(英, 西文) ・JICAカレンダー(海外および国内向け) ・JICA手帳 ・パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報映画「砂漠と水と生命」 ・広報映画「JICA24時間」英, 西, 仏語版 ・プロカメラマン(吉田勝美氏)派遣 ・ルポライター(写真家沼田早苗氏)派遣 ・テレビ番組「世界にかける橋」, 「明日の世界と日本」(日本テレビ)等制作協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国縦断国際協力キャンペーン ・国際協力写真コンクール ・懸賞作文募集(高校生対象) ・講演 ・経済協力推進協議会の事業に協力 ・全国高等学校海外教育研究協議会に助成

第3節 評価業務

1. 業務の概要

昭和49年、国際協力事業団が設立された時期はわが国の経済的発展と国際的地位の向上に伴い開発途上国に対する協力援助の拡充の期待が急速に高まった時期である。これを受けて政府開発援助 (ODA) の予算規模が拡大し、協力案件が増加するにつれて援助効率効果の観点から評価に関する認識が次第に高まっていった。

しかしながら、この時期にはまだプロジェクト実施上の運営・管理面での状況把握が主で、受入国に及ぼした効果 (インパクト) に関する評価にまではいたらなかった。

昭和50年頃になると評価手法の検討が進み、実績の積上げ、目標達成度の把握、インパクトの測定方式による評価が行われるようになった。(実例としては、インドネシア・ランボン農業開発計画、ネパール農業開発計画があげられるが、両者とも評価が相手国側との合同の形により実施されたことも画期的であった。)

昭和55年頃から、DACをはじめとして各国援助機関は、「これまでの援助協力が受入国の発展に真に役立っているのか」という問題意識を抱くようになり、国際的に一段と評価重視の傾向がみられるようになった。

わが国でも昭和56年からの「ODA 5カ年倍増の中期目標」が打ちだされると、財政状況の厳しい中で例外的扱いを受けているODAによる援助の効率化への関心が高まり、評価問題がさらに重要視されるようになった。

このような背景のもとに昭和56年7月、当事業団内に「評価検討委員会」を設置し、同年1月に外務省内に設置された「経済協力評

価委員会」とも連携しつつ活動を始めた。

2. 業務実績

当事業団の評価システムは、(図-47)に示すとおり各事業に関連して各事業部が実施する評価活動と、評価検討委員会の評価活動とに大別されるが、それぞれ概要と実績はつぎのとおりである。

(1) 各事業に関連した評価活動

各事業部では今後の事業運営にフィードバックすることを目的に、事業の実施途中で当初計画に対し運営管理が適切に行われているかどうかを把握するための中間評価およびプロジェクトの終了時前後に評価する終了時評価を行っている。形態は(表-40)にみられるように様々であるが、継続的評価が行われている。

今後さらに適正かつ体系的な評価の手法の確立が望まれる。

(2) 評価検討委員会の評価活動

当事業団の事業全体の効率的かつ円滑な遂行に資するために、評価の手法と基準に関すること、評価の実施に関することおよび評価の結果にもとづく措置に関すること等について検討審議を行っている。

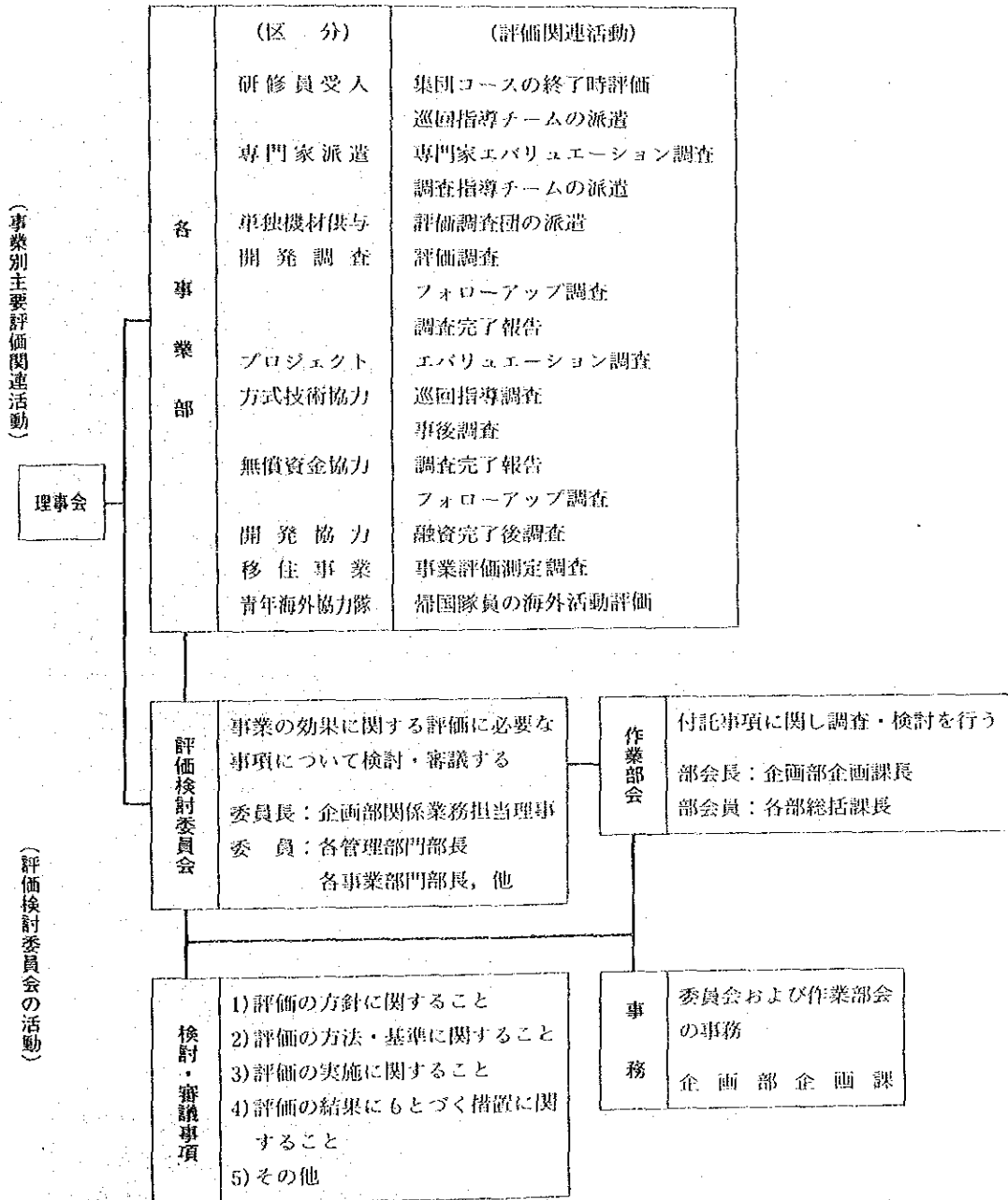
同委員会のこれまでの主要な活動実績は以下のとおりであった。

①昭和56年度、当事業団の評価実施上の問題点を整理するため「評価の現状と問題点」を作成した。

②昭和57年度、各事業ごとにケース・スタディを実施し、その検討結果等にもとづいて評価手法のガイドラインとなる「事業形態別の終了時評価のあり方」(執務参考資料)のとりまとめを行った。

③上記成果を踏まえ昭和58年度には6カ国25案件につき、現地調査を含む経済技術

(図-47) 国際協力事業団の評価システム



(表-41) 年度別評価関連活動実績一覧表

(各事業部による評価関連調査等実施件数)

No	事業	年度			
		活動	49	50	51
1	研修員受入	帰国研修員の巡回指導	4	6	6
		集団コースの終了時評価	139	145	130
2	専門家派遣	専門家の調査指導			
3	単独機材供与	機材利用評価	—	—	—
4	開発調査	フォローアップ調査	—	—	—
5	プロジェクト方式 技術協力	エバリュエーション調査	6	7	6
		巡回指導	14	13	12
		無償資金協力 アフターケア調査	—	—	—
6	無償資金協力	フォローアップ調査	—	—	—
7	開発協力	融資完了後状況把握調査	1	10	5
8	移住事業	移住地農家経済調査	1,750	1,795	1,968
		移住者実態基礎調査	—	—	—
9	青年海外協力隊	帰国隊員国別職種別配属先別調査	—	—	—

(評価検討委員会による評価関連調査実施件数)

No	事業	年度			
		活動	49	50	51
1	事業全般の評価	経済技術協力評価調査	—	—	—

(注) 1. 実績なし

協力評価調査を外務省と合同で実施した。

3. 今後の方向

昭和58年に DAC 援助評価専門家会議の「効果的な援助の推進」に関する討議の概要が

明らかにされたが、この概要において指摘された開発援助の実施上の問題点については(表-41)に示すとおり当事業団の評価検討委員会のこれまでの活動の中から得られた教訓とほとんど共通している。

両者がこれまでの援助評価から学んだ教訓

(昭和59年3月末現在)

52	53	54	55	56	57	58	合 計
12	12	12	12	15	18	20	117
144	139	172	180	176	181	182	1,588
					5	9	(14)
—	—	—	—	2	3	3	8
—	2	3	3	5	5	4	22
10	6	14	14	19	28	22	132
16	21	24	21	30	22	36	209
—	1	1	1	2	4	6	15
—	—	—	—	—	1	8	9
5	4	9	8	7	5	1	55
1,936	1,972	1,850	1,724	1,424	1,409	1,830	17,658
—	—	—	526	663	636	666	2,491
—	—	—	—	—	145	38	183

52	53	54	55	56	57	58	合 計
—	—	—	—	—	—	4	4

の概要は(表-43)のとおりであるが、現時点の当事業団のプロジェクト評価システムは他の先進諸国のレベルとほぼ同等の水準にあるものと思われる。

しかしながら、今後はさらに実施された事業の事後評価として諸々の効果(インパクト)

を測定する標準的手法を開発するとともに、評価結果から得られた教訓をより効果的な事業実施に結びつける手法を確立していくことが課題となろう。

DAC加盟国援助評価専門家による指摘

1. 援助にかかわる制度や政策から生じている問題

(制度上の問題)

- ・関係者が頻繁に交代してしまうことに起因するマネージメントの弱体化
- ・人手不足、会計年度内に支出完了しなければならない制約
- ・関係官庁のコーディネーションの不備

(国内経済上の問題)

- ・余剰物資の活用、雇用創出、輸出振興等国内経済事情からの圧力により調達のタイト化が進められる。

(政治的な考慮からくる問題)

- ・政治的、外交的な考慮から計画性を欠く援助が供与されたり、援助吸収能力以上のものが割り当てられることが少なくない。

2. 援助の国別計画樹立の必要性

(セクター・地域への集中・特化)

- ・援助案件は被援助国内の様々なセクターや様々な地域へばらばらに実施するよりも一国内の特定のセクター、特定の地域へ集中的に特化して行うほうが効果的である。

(政策対話)

- ・政策対話はコーディネーションおよび援助の効果的実施に役立たせるような方法で実施するべきである。

(民間セクターおよびNGOとの協調)

- ・場合によっては民間企業の方が決定も速いし効率的でもあるし、市場動向に敏感に対応し得るといふこともあるのでプロジェクトによっては民間に任せることを検討すべきである。

3. 経済技術協力実施上の問題

(事前の評価と準備)

- ・事前の評価、準備を完全にやっておけば多くの問題は避けられる。したがって、国別計画およびセクター別計画をしっかりと立て、目的を明確に設定し、経済的、社会的、制度的、政治的な諸問題の分析まで確実に行うことが必要である。

JICA評価検討委員会による指摘

- ・事前調査から本格的協力まで継続して参加し得る人を起用し、援助の継続性を維持する必要がある。
- ・協力プロジェクトの選定にあたっては、当核国の経済社会開発計画との関連性を十分考慮し、協力のインパクトを大きくするよう努める必要がある。
- ・当核国の経済開発計画の重点分野を中心として特定地域に協力を集中させる地域総合開発方式を考慮する必要がある。
- ・わが国が関与したプロジェクトについては、協力終了後もフォローする必要があり協力中および終了後も相手国責任者から、在外公館、JICA事務所に定期的に活動状況を報告してもらうシステムを確立できないか。
- ・事前調査の段階でニーズ把握、協力の目的、活動計画および投入計画について十分に調査を実施しておく必要がある。(R/Dの目標はできるだけ具体的・定量的に設定し、目標設定のための活動計画を添付すること。)

DAC加盟国援助評価専門家による指摘

(適正技術)

- ・適正な技術は海外から新しいものを導入するよりも、その地方に存在する技術の改善向上をはかることが強調されるべきであるし、また、不安がある場合はできるだけ控え目なパイロット・プロジェクトからスタートしてみるというアプローチを取るべきである。

(技術協力)

- ・プロジェクトの中にはセクター・レベル、国レベルの展望との整合性を欠くものや資金援助とのリンクを欠くもの、他の援助国の援助活動とのコーディネーションを書くもの等がある。また専門家によっては異質の社会的文化的環境の中で効果的なコミュニケーションができない専門家もいる。(ローカルコスト)
- ・多くの「問題プロジェクト」は多額のローカルコストを必要とするような案件を選んだり、そのように設計したりすることから生じている。(受入国側に設計の段階からフルに参加させること、双方の責任分担を予め十分明確に定めておくことが必要である。)

(マネージメント)

- ・現地の経済・社会・政治事情に十分に適応できるようプロジェクト・サイクルを通じて関与した人達を十分に活用して過去の経験が有効に生かされるような配慮を加え、強力なマネージメントの体制を作る必要がある。

4. フィールドバックの重要性

- ・もっと各種ワークショップやセミナー等の教材に活用されるべきであるし、経済協力関係者の研修用教材に活用されるべきである。また、評価レポートは、決定権をもつ上級管理職に対していかなる追加措置を取るべきであるかについての勧告案を付して厳密に提出されるべきである。また広く一般に評価の結果から得られた教訓が新しい案件に生かされるように有効な責任体制を確立すべきである。

JICA評価検討委員会による指摘

- ・機材供与にあたっては、当核国の現在の技術水準を越えたもの、あるいは周開の環境とかけはなれたものとならないよう適正技術の観点に十分な配慮が必要とされる。
 - ・借款案件に対しJICAの個別専門家が派遣され目にみえた貢献をしているケースがみられる。
 - ・無償協力とプロ技協を組み合わせた案件で施設・教材の連携が良く着々と予定の技術伝達を進めているものがある。
 - ・専門家とカウンターパートとのコミュニケーション不足が多くのプロジェクトで指摘された。この問題の解消のため、派遣前研修のさらなる充実が望まれる。
 - ・当核国の財政負担能力を十分斟酌し、ローカルコストおよび建物、材料の運営管理が過大にならないような中小規模の協力に重点を置くことが望まれる。
 - ・同一分野に長年にわたって協力してきた過去の経験を十分に反映させていない事例がある。事前調査の段階で最も広い判断の出来る専門家を参加させる等の工夫が必要。
-
- ・インパクト評価を実施し始めてから日が浅いために、必ずしも改善のために十分にフィードバックされていないのが実状である。

(表-42) システム開発概況表

適 用 業 務		シ ス テ ム 名	49 年度	50 年度	
事 業	業 務				
研修員受入事業	研修員受入業務	(1) 研修員要請・受入 (2) 研修員経費管理 (3) 研修員			
専門家派遣事業 プロジェクト方式技術協力事業	専門家派遣業務	(1) 専門家経費計算 (2) 専門家所属先補填 (3) 専門家支出見込計算			
開発調査事業 プロジェクト方式技術協力事業 開発協力事業	調査団派遣業務	(1) 開発調査事業費管理 (2) 調査団派遣情報 (3) コンサルタント情報検索			
協力隊事業	協力隊派遣業務	(1) 協力隊派遣統計		<input type="checkbox"/>	
移住事業	移住者送出業務	(1) 移住農家経済調査 (2) 移住者統計			
管理業務	統 計	(1) D A C統計			
		(2) 事業人数実績統計			
		(3) 情管個人統計			
	広 報	(1) 広報対象者管理			
		人事・給与	(1) 給与計算 (2) 在外職員給与計算 (3) 人事統計 (4) 人事情報 (5) 協力隊在外職員		<input type="checkbox"/>
	経 理	(1) 経理伝票集計			
		(2) 収支差引			
		(3) 出納日報			
		(4) 予算総合管理			
		(5) 固定資産管理			
その他	情報検索	(1) 業務情報検索			
主 な 動 き				5051 12 1 月 電 算 機 H I A C - 3 3 5 0 を 取 扱	

改造・拡大

51	52	53	54	55	56	57	58	59	備 考
									研修員4,000名/年
									専門家1,500名/年
									" 1,000名/年
									" 2,500名/年
									予算額 130億円
									調査団員4,000名/年
									登録コンサルタント400社
									協力隊員 900名/年
									移住農家1,500戸
									移住者 400名/年
									団体等 8,500件
									職員等 1,200名
									在外職員 230名
									職員等 1,200名
									" "
									職 員 40名
									伝 票 40,000枚/年
									" "
									(オフィス・コンピューター)
									会計帳票 46,000件/年
									(オフィス・コンピューター)
51 4月 電算化推進委員会を設け			54 4月 オンラインシステムの稼働	55 1月 電算機を2100口に切り替 システム管理課を設置	56 7月 漢字プリンクを導入	58 2月 電算機を2105Hに切り替	585859 4 5 3月 多機能端末機を導入 入力センターを設置 各事業部に端末機を設置		

第4節 事務合理化の推進

1. 事務合理化への努力

当事業団の業務は年々拡大し、内容も複雑、多様化している。その予算額は交付金および出資金をあわせ発足時の3.3倍になっているが、それに加えて委託費がある他、昭和53年度より加わった無償資金協力実施促進事業が近年激増しているため、それら当事業団の扱う事業をすべて含めた規模は約2,000億円、すなわち発足時の約7.4倍にもなっている。

一方、過去10年間の定員数は政府の統一的な政府関係機関定員削減計画の影響を受け、当初の994名より次第に減り、昭和59年度には966名となっている。当事業団はこのように限られた人員によって増大する業務量を実施するための努力の一環として事務合理化を推進してきた。

当事業団発足以来の10年間にわたる事務合理化の歴史は大きく2期に分けることができる。

(1) 第1期（昭和49年度～昭和56年度）

技術協力関係および海外移住関係の両組織を実質的に融合させることに主たる目標を置いた時期である。

すなわち、総務・経理・人事の各業務をそれぞれ一元化し、移住事業関係部門を本部および国内支部ともに整理し、また、海外における技術協力担当事務所と協力隊駐在員の統合を推進し、さらには、移住部門人員の技術協力部門へのふりかえを実施する等、機構定員の観点から合理化が進められた。

一方、設立以来急激に増大してきた業務量に対しては、電算化推進委員会のもとでの電算化の推進、研修監理業務等の外部委託、複写機の拡充、「開発調査事業業務の手引」等多数のマニュアル類の作成（業務の標準化）、契

約書等定型文書の様式化、各種規程類の整備といった合理化が積極的に進められた。

(2) 第2期（昭和57年度以降）

事務合理化推進委員会が設置された昭和57年度当初より現在までの期間である。

同委員会は当初各部局より提出させた数百にのぼる合理化案を検討し、それを整理した上で、「事務合理化基本計画」を策定し、その実現に努力してきた。その結果、「ファクシミリ・ネットワークの整備」、「メーカーとの単価契約の推進」、「機材調達の手引の作成」、「協力隊駐在員ハンドブックの作成」等59件が合理化の成果として具体化されている。

さらに同委員会では、昭和59年度においてあらたに第2次合理化対象事項として、86件を設定した。ここでは、とくに「OA化の推進」、「情報の整備」、「各種業務の標準化」等を取り上げているが、いずれも全事業団的な取り組みが要求されるものであり、関係各部が協力しつつ、強力に推進していくこととしている。

2. 電算化およびOA化の推進

当事業団は設立当初から事務処理の効率化に重点的に取り組んできた。

まず昭和51年1月に大型電算機を導入し、職員の給与計算等の電算処理を開始した。その後、各種のシステム開発を進め、電算処理の拡大および質的向上をはかるとともに、昭和55年度以降は、オフィス・コンピューター等のOA機器を導入し、事務の標準化、簡素化とあわせて事務処理の効率化を積極的に進めてきている。

(1) 電算化の推進

当事業団の電算化は、昭和46年12月に旧海外技術協力事業団の「電子計算機導入委員会」の発足により始まった。その後、昭和47年6

(表-43) OA機器設置概況表

機 器 名	設置部署	54年度	55	56	57	58	59	計
ワード・プロセッサ	本 部			1	2	12	4	19
	協力隊事務局					3		3
	国内付属機関			3	3	5		11
	在 外 機 関					2		2
オフィス・コンピューター ファクシミリ	本 部		1		1			2
	本 部		1			1		2
	協力隊事務局				2 ^(a)			2
	国内付属機関				3	5		8
多機能端末装置 光ディスク・ファイル	在 外 機 関					4		4
	本 部					1	1	2
	国内付属機関					1		1

注) 1台は駒ヶ根訓練所

月に情報管理課内に電子計算機導入準備班を設置し、導入の本格的な準備作業を進めることとなった。

電算化の準備作業はそのまま国際協力事業団に引き継がれ、機種を選定等の検討が進められた。その結果、昭和50年12月、電子計算機導入準備班を電子計算機室に改めるとともに、昭和51年1月、経済協力センタービル内に電算機 HITAC-8350 を設置し、電算化の第一歩を踏み出すこととなった。

さらに、電算化を積極的に推進していくために、昭和51年4月に「電算化推進委員会」を設置し、電算化の企画立案および調整をはかっていくこととなった。

電算システムの開発が進みその効果が認識されるに従い、各部門より業務の電算化の要求が高まり、また処理の質的向上に対する要求が強くなってきた。このため、昭和54年度には端末装置を一部の事業部に設置し、専門家の経費計算等についてオンライン処理を、また、昭和56年度には漢字プリンターを導入し、広報対象者管理システム等の漢字処理を開始した。

こうした電算化の要求に対応し、電算化推進の体制を整備拡充するため、昭和54年8月

電子計算機室をシステム管理課として独立させた。

こうした中で、昭和55年度の「電算化推進委員会」において、当事業団全体に効果のあるシステムの開発が審議され、その結果、予算総合管理システムの開発に着手した。このシステムは予算の収支に関する情報を取り込み、種々の実績資料および経理書類を作成するもので、全体の完成を昭和59年10月とし、昭和58年5月その第1次分が稼動を始めた。このシステムの稼動に備え、昭和58年2月には電算機をより大型のM-240Hに変更し、さらに同年4月には本部の各部署に端末装置多数を設置し、本格的なオンライン処理時代を迎えるにいたった。

これまでの電算化は主に省力効果の大きい集計計算事務を対象にしたシステム開発に主力が置かれていたが、今後は業務の質的向上に資する文書作成型・情報検索型の利用への要求に変わりつつある。

(2) OA化の推進

OA機器は昭和55年頃より使用され始めたが、積極的に導入のはかられたのは昭和57年度以降になってからである。とくにワード・プロセッサについては、操作の容易さから

急速に普及し、昭和58年度にはバンコック事務所等一部の在外機関を含め各部署に配置された。

パーソナル・コンピューターについても、業務量の増大に対処する一つの方法として、積極的にその普及をはかるため、昭和59年度には職員研修の一環として定期講習会を設定した。

ファクシミリは昭和57年度に国内研修センターに、昭和58年度にはジャカルタ等の海外の主要な事務所に設置された。

さらに、昭和58年度国際協力総合研修所に初めて光ディスク・ファイル装置が導入された。